

# 葛飾区国土強靱化地域計画

令和4年3月

葛飾区



# 目次

<b>第1章 国土強靱化の基本的考え方</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 他の計画との関係 .....	2
3 計画期間 .....	2
<b>第2章 区の状況</b> .....	<b>3</b>
1 葛飾区の概況 .....	3
2 地震による被害想定 .....	4
3 葛飾区に被害を及ぼした主な水害被害 .....	6
4 令和元年東日本台風（台風第19号）に関する区の状況等 .....	6
<b>第3章 強靱化の基本的な考え方</b> .....	<b>8</b>
1 強靱化を進めるための基本的な考え方 .....	8
2 事前に備えるべき目標 .....	8
3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定 .....	9
4 脆弱性の評価方法 .....	11
<b>第4章 最悪の事態ごとの脆弱性の評価と強靱化のための推進方針</b> .....	<b>12</b>
1 葛飾区実施計画の施策とリスクシナリオの関連について .....	12
2 リスクシナリオ別の脆弱性の評価と強靱化のための推進方針 .....	12
3 重点化するリスクシナリオの選定 .....	12
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる .....	16
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる .....	36
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する .....	46
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する .....	50
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない .....	52
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る ...	54
7 制御不能な二次災害を発生させない .....	64
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する .....	68
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>74</b>
1 計画の推進 .....	74
2 計画の見直し .....	74

## (別表)

葛飾区実施計画とリスクシナリオの関係



# 第 1 章 国土強靱化の基本的考え方

## 1 計画策定の趣旨

平成 23 年の東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード 9.0 の巨大地震で、我が国は、未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）」（以下「基本法」という）が制定されて、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を進めていくための枠組みが整備された。

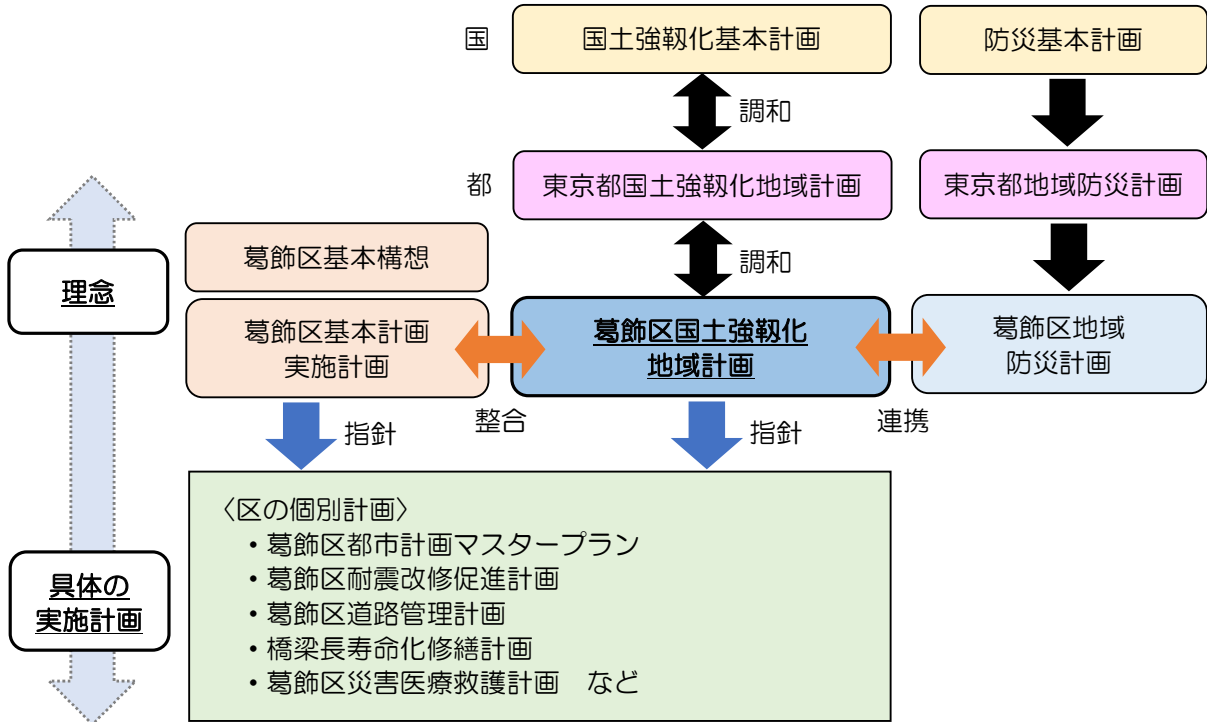
基本法第 4 条に地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する」と規定されており、第 13 条で国土強靱化地域計画を策定することができる定められている。

本区は、荒川・中川・江戸川等の河川に囲まれた低地帯に位置しており、将来の気候変動によっては水害のリスクが高まる懸念がある。また、首都直下地震の発生も懸念されており、国土強靱化施策を着実に推進していく必要がある。

こうした背景を踏まえ、どのような大規模災害が起こっても行政が機能不全に陥らず、区民の生命や財産を守り、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、区行政全般の計画の指針となる、「葛飾区国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という）を策定する。

## 2 他の計画との関係

本計画は、基本構想に示された区の将来像や基本目標を実現するための総合的かつ基本的な計画である葛飾区基本計画と共に、区政のうち国土強靱化に関わる施策を総合的に推進するための指針となる。



## 3 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とする。

3年ごとに策定される葛飾区実施計画に合わせて、本計画も改定を行う。

なお、その間に大きく社会情勢等が変化する場合には、必要に応じて見直しを図るものとする。

## 第2章 区の状況

### 1 葛飾区の概況

#### (1) 地勢

本区は、東京 23 区の北東端に位置し、東は千葉県松戸市、西は足立区、南は江戸川区、墨田区、北は埼玉県三郷市、八潮市と接している。

面積は、約 34.80 km<sup>2</sup> であり、東西約 7.3 km、南北約 9.84 kmと南北に長い。

荒川、江戸川、大場川が区の境を流れているほか、中川、新中川、綾瀬川が区内を流れている。

土地は、旧利根川沿いに発達した、砂れきを主成分とする沖積の低地で、ほぼ平坦で起伏のない地形である。区内の半分近くが東京湾の海面より低いゼロメートル地帯となっている。

#### (2) 人口

人口				世帯数
総数	男	女	密度 (人/km <sup>2</sup> )	
464,550	232,087	232,463	13,349	236,600

年齢区分人口				ひとり暮らし 高齢者
0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	65 歳以上の 割合	
53,743	297,033	113,774	24.5	18,105

高齢者人口内訳				
65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
25,890	27,492	24,040	18,536	17,816

出生数	死亡数	転入人口	転出人口	外国籍住民数
3,390	5,182	24,996	23,076	23,051

主要国籍別人数				
中国	朝鮮・韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール
12,087	3,359	1,674	1,364	886

生徒数				
小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	専修学校
20,617	8,960	5,361	939	1,486

乳幼児数			
幼稚園	認定こども園	区立保育園	私立保育園
4,690	982	4,202	6,129

※出典：「第 64 回葛飾区統計書令和 2 年刊行 2020」

「第 55 版葛飾区の現況令和 2 年度版」

## 2 地震による被害想定

### (1) 想定地震

東京都防災会議は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、東京に影響を及ぼす大規模地震について、最新の科学的知見に基づき「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した（平成 24 年 4 月 18 日公表）。

区では、この地震の中から葛飾区で最も被害の発生する「東京湾北部地震」を本計画の想定地震とする。

想定地震の前提条件は、次のとおりである。

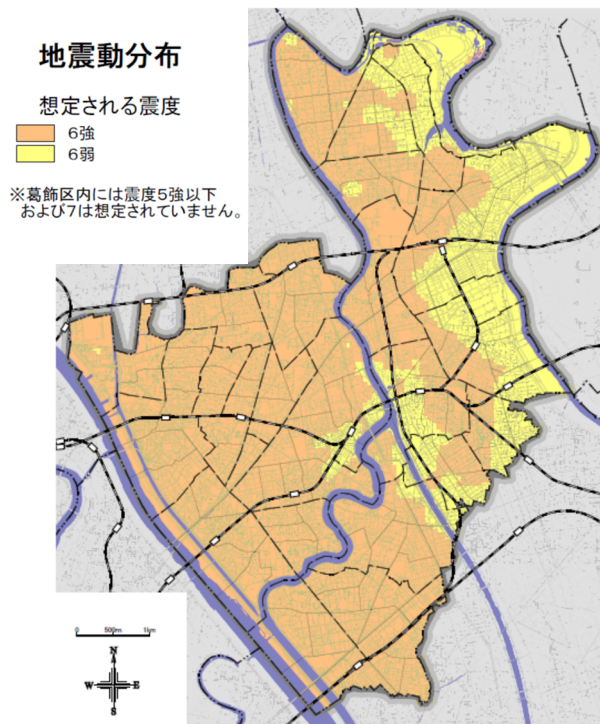
#### ■地震被害想定的前提条件

地震の種類	東京湾北部地震（首都直下地震）
震源	東京湾北部
規模	マグニチュード 7.3
震源の深さ	約 20～35km
地震発生の時刻	冬 18 時 風速 8m/s (冬 5 時・冬 12 時、風速：8m/s、風速は 4m/s でも算定)

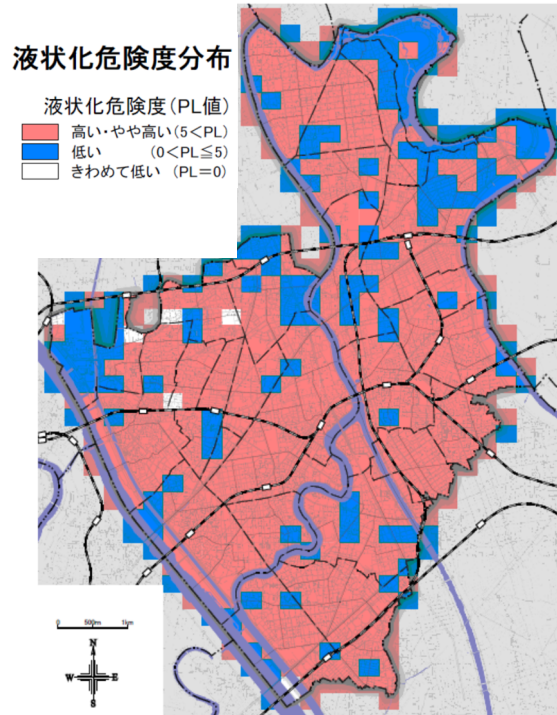
### (2) 地震動・液状化

地震動は、ほとんどの区域で震度 6 強、北東部など一部区域で震度 6 弱の揺れが想定された。液状化危険度は、ほぼ全域で液状化危険度が高いと想定された。

#### ■地震動分布



#### ■液状化危険度分布





(3) 物的・人的被害

東京湾北部地震が冬18時、風速8m/sの条件（火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪のケース）で発生した場合、次のような被害の発生が想定されている。

■東京湾北部地震による主な被害

建物全壊棟数	7,446棟
焼失棟数	11,114棟
死者	500人（うち要配慮者334人）
負傷者	5,515人
エレベーター閉じ込め台数	113台
自力脱出困難者	2,113人
避難者人口	200,970人
避難生活者	130,630人
帰宅困難者	70,560人

■被害想定一覧

想定地震		東京湾北部地震 M7.3						
想定発生時刻		冬5時		冬12時		冬18時		
想定風速		風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	
原因別建物全壊棟数	計(棟)	7,446						
	ゆれ	7,230						
	液状化	216						
	急傾斜地崩壊	0						
火災	建物被害	焼失棟数(※1)	1,451	1,209	4,102	3,382	11,114	9,450
		焼失率	1.3%	1.1%	3.8%	3.1%	10.2%	8.7%
人的被害	死者	計(人)	496	489	313	300	500	469
		ゆれ・液状化建物被害	454	454	236	236	288	288
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	39	32	74	61	209	178
		ブロック塀等	2	2	2	2	2	2
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物(※2)	15	15	8	8	9	9
		計(人)	7,020	6,991	4,303	4,245	5,515	5,374
	負傷者	ゆれ・液状化建物被害	6,796	6,796	3,899	3,899	4,489	4,489
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	131	102	311	253	933	791
		ブロック塀等	85	85	85	85	85	85
		屋外落下物	9	9	9	9	9	9
		屋内収容物(※2)	294	294	180	180	191	191
		計(人)	920	912	601	585	852	813
		うち重傷者	ゆれ・液状化建物被害	850	850	481	481	558
	急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	
	火災	37	29	87	71	260	221	
ブロック塀等	33	33	33	33	33	33		
屋外落下物	1	1	1	1	1	1		
屋内収容物(※2)	65	65	39	39	42	42		
エレベーター閉じ込め台数(台)		102	102	105	105	113	111	
災害時要配慮者		死者数(人)		236	233	219	210	
自力脱出困難者		発生数(人)		3,218	1,820	2,113	314	
震災廃棄物(万t)		266	265	272	270	288	284	
ライフライン被害	電力(停電率)		17.10%	16.90%	19.20%	18.60%	24.50%	23.20%
	通信(不通率)		1.90%	1.70%	4.50%	3.80%	10.90%	9.30%
	ガス(供給支障率)	揺れの基準によりガス供給を停止した場合	67.00%					
		基準未済でも火災延焼により停止した場合	100.00%					
	上水道(断水率)		71.20%					
下水道(管きよ被害率)		29.70%						
避難者(人)	避難人口(人)		169,618	168,832	178,218	175,884	200,970	195,570
	避難生活者数(人)		110,252	109,741	115,842	114,324	130,630	127,120
	疎開者人口(人)		59,366	59,091	62,376	61,559	70,339	68,449
	帰宅困難者(人)		0	0	70,560	70,560	70,560	70,560

(※1) 消失棟数には倒壊し焼失した建物も含む (※2) 屋内収容物は参考値

### 3 葛飾区に被害を及ぼした主な水害被害

本区が位置する荒川沿岸は、江戸時代から明治時代にかけて頻繁に洪水が発生しており、明治43（1910）年の東京大洪水では、多くの堤防が決壊し、東京低地一帯が水没し、甚大な被害が発生した。

この東京大洪水を契機とし、現在の荒川である「荒川放水路」が開削され、昭和5（1930）年に約20年をかけて事業が完了した。

荒川放水路の完成後も、都内低地では度々災害に見舞われた。特に、昭和22（1947）年のカスリーン台風では、記録的な豪雨により、荒川、利根川、中川の堤防が決壊し、葛飾区では全域に避難命令が出された。

その後は、河川改修や堤防の整備が進み、大きな災害は発生していない。

### 4 令和元年東日本台風（台風第19号）に関する区の状況等

#### ●台風第19号の状況

- (1) 最接近時間 10月12日21時
- (2) 中心気圧：960hpa
- (3) 葛飾区における連続雨量 187.5mm（水元）
- (4) 最大瞬間風速 22.2m/s（12日20時）

#### ●被害状況

- ・人的被害について報告なし
- ・床上、床下などの浸水被害なし

#### ●各河川の最高水位

河川名	地点・最高水位
荒川	岩淵水門 7.17m（13日9時50分） 氾濫危険水位 7.7m 避難判断水位 6.5m
江戸川	野田 7.76m（13日11時10分） 氾濫危険水位 9.1m 避難判断水位 8.2m
中川	吉川 4.22m（13日6時） 氾濫危険水位 4.1m 避難判断水位 3.7m
綾瀬川	谷古宇 3.61m（12日22時） 氾濫危険水位 3.5m 避難判断水位 3.1m

●台風第 19 号に関する区の対応について

- ・ 10 月 11 日（金）配備検討会議、全避難施設の開設決定
- ・ 10 月 12 日（土）の午前 8 時 30 分から避難施設を順次開設
- ・ 同日、午前 11 時 10 分、全ての小・中学校を避難施設として開設
- ・ 同日、午前 11 時 30 分、警戒レベル 3 の「避難準備・高齢者等避難開始」を区内全域に発令、災害対策本部態勢に入る
- ・ 同日、午後 4 時、荒川と中川にはさまれた地域に警戒レベル 4 の「避難勧告」を発令（人口約 207,800 人、世帯数約 107,800 世帯）
- ・ 10 月 13 日（日）の午前 9 時、避難勧告解除
- ・ 同日、午前 11 時、全避難施設解除

●避難所の開設数 117 施設（避難者総数 19,823 人）

- （1）公立小中学校、地区センター等 84 施設
- （2）福祉避難所 25 施設
- （3）その他区施設 4 施設  
→郷土と天文の博物館、総合スポーツセンター、旧西渋谷小
- （4）その他 4 施設  
→都立学校：葛飾野、南葛飾、農産、葛飾ろう

※12 日の 8 時 30 分に、まず 27 か所の避難所を開設して、その後、順次避難所を開設した

【最初に開設をした避難所】

地区センター 6、文化会館 1、小・中学校 14、福祉避難所 6

## 第3章 強靱化の基本的な考え方

### 1 強靱化を進めるための基本的な考え方

国土強靱化は、あらゆるリスクを見据え、いかなる災害が起ころうとも最悪な事態に陥ることを避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものである。この実現に向けて、国の基本計画及び東京都の地域計画を踏まえて、本計画の基本目標を以下のとおり設定した。

#### 【基本目標】

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 本区の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 区民の財産及び公共施設に係る被害が最小限に抑えられること
- ④ 迅速な復旧復興を達成すること

### 2 事前に備えるべき目標

基本目標の実現に向け、国の基本計画及び東京都の地域計画を踏まえて、次の8つの事前に備えるべき目標を設定した。これにより、最悪の事態に陥らないための事前に取り組むべき施策を考え、区の強靱化を展開していく。

#### 【事前に備えるべき目標】

- 目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- 目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 目標7 制御不能な二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標をもとに、国の基本計画及び東京都の地域計画を踏まえつつ、区の地域特性を考慮して、次の29の起きてはならない最悪の事態を設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物の大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	住宅密集地域や不特定多数が集まる施設での大規模火災・損壊等による死傷者の発生
		1-3	洪水・高潮により長期間浸水が継続する事態
		1-4	大規模な火山噴火等により、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送や情報通信ネットワークの中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスのサプライチェーン機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	通電火災等による大規模火災の発生
		7-2	余震等に伴う建物被害の発生による被害拡大
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地の荒廃による被害の影響
		7-5	風評被害等による葛飾区のイメージの低下
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	都市・住宅分野の復旧・復興を担う人材等（区職員、専門家、コーディネーター、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 4 脆弱性の評価方法

本区で起きてはならない最悪の事態の想定に対し、本区のどこに課題があるのかを、本計画では大規模災害等に対する脆弱性の評価として検証した。

### (1) 前提となる危機事象

脆弱性の評価をする上での前提となる、大規模災害等の危機事象は、以下の7つを想定した。

- ①首都直下地震
- ②外水氾濫・高潮
- ③内水氾濫
- ④台風等による強風
- ⑤富士山・浅間山噴火による降灰
- ⑥社会的影響が大きい感染症
- ⑦複合災害

### (2) 強靱化関連施策の分野

脆弱性を克服するための強靱化関連施策の分野は、東京都の地域計画との整合を図り、以下の7分野とした。

- ①行政機能
- ②健康・医療・福祉
- ③情報通信
- ④経済・産業
- ⑤教育・文化
- ⑥環境
- ⑦まちづくり

## 第4章 最悪の事態ごとの脆弱性の評価と強靱化のための推進方針

### 1 葛飾区実施計画の施策とリスクシナリオの関連について

葛飾区実施計画のあらゆる施策は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の回避に繋がるため、この関連について巻末の別表に整理をした。

### 2 リスクシナリオ別の脆弱性の評価と強靱化のための推進方針

リスクシナリオ別の脆弱性の評価に基づき、特に関連性が強い施策を抜粋して、強靱化関連施策として取りまとめた。


P16以降の見開き左ページに、脆弱性の分析・評価、見開き右ページに強靱化関連施策を示す。

### 3 重点化するリスクシナリオの選定

限られた資源の中で、強靱化関連施策を効率的・効果的に進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化を図りながら進める必要がある。

重点化するリスクシナリオは、区民の生命等に関わるものなど、緊急性が高いものを最優先として、事業の進捗度や令和元年東日本台風をはじめとした過去の災害による課題と教訓等を考慮して選定した。

#### ■重点化するリスクシナリオ

 重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物の大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	住宅密集地域や不特定多数が集まる施設での大規模火災・損壊等による死傷者の発生
		1-3	洪水・高潮により長期間浸水が継続する事態
		1-4	大規模な火山噴火等により、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生



事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送や情報通信ネットワークの中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスのサプライチェーン機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	通電火災等による大規模火災の発生
		7-2	余震等に伴う建物被害の発生による被害拡大
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地の荒廃による被害の影響
		7-5	風評被害等による葛飾区のイメージの低下
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	都市・住宅分野の復旧・復興を担う人材等（区職員、専門家、コーディネーター、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態



■最悪の事態ごとの脆弱性の評価と強靱化のための推進方針の取りまとめ表の見方

**事前に備えるべき目標**

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物の大規模倒壊による死傷者の発生

(1) 脆弱性の評価結果

①民間建築物の耐震化の促進

- 東京湾北部地震の被害想定では、建物全壊 7,446 棟、住宅密集地域の改善が必要となっている。
- 切迫性が指摘されている首都直下地震から区民の生命と財産を保護するため、区内の住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に向けた区民への支援など、住宅等の建築物の耐震化などを促進する必要がある。
- 令和 2 年度の耐震改修促進計画の目標達成率は、前年度に比べて向上している。
- 地盤の液状化による住宅の被害を軽減するため、説明会や相談会を実施するとともに、地盤調査や液状化対策工事に必要な費用の助成事業を実施している。しかし、費用、期間などの問題から事業の利用件数は伸び悩んでいる。

(2) 強靱化関連施策

①民間建築物の耐震化の促進【まちづくり】

- 「葛飾区耐震改修促進計画」に基づき、建築士事務所協会と連携を図り、木造住宅等耐震事業に関する説明・相談会を行い、啓発活動を実施する。さらに、住宅、分譲マンション、民間の公益施設、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、耐震シェルター設置等に対する助成制度を設け、耐震化促進への取り組みを実施する。(都市整備部)
- 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として東京都耐震改修促進計画で特定緊急輸送道路に指定された道路の沿道建築物を中心として、耐震化の促進を行う。(都市整備部)
- 液状化対策を促進するため、企業や専門家との情報交換により、一般の住宅で多く採用された地盤調査による精度の高い液状化判定方法や新たな対策の技術について検討を進め、説明会を実施し、液状化に関する適切な情報提供を行うとともに、住宅の新築の際の地盤調査費や液状化対策費の一部を助成する。(都市整備部)

(3) 関連事業【令和 3 年～ 6 年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
①民間建築物の耐震化促進			
民間建築物の耐震化促進			区内
地盤の液状化対策			区内
定期報告対策			区内全域
ブロック塀等除去工事費等助成	建築課	16	区内全域

(4) 重要業績指標【令和 3 年～ 6 年度】

成果指標 (現状値⇒目標値)

①民間建築物の耐震化促進

民間建築物耐震化促進事業実施件数【耐震診断】(千棟) 872 (件)

●地盤の液状化対策

地盤調査費助成事業計 (百万円) 1,000 (千円) 液状化対策費助成 (百万円) 40 (千円)

**施策分野**

1-1 (1/3)

**リスクシナリオ**

**(1) 脆弱性の評価結果**

**(2) 強靱化関連施策**

**(3) 関連事業**

**(4) 重要業績指標**

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-1 建物の大規模倒壊による死傷者の発生

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①民間建築物の耐震化の促進

- ・ 東京湾北部地震の被害想定では、建物全壊 7,446 棟が予想されており、老朽化した木造住宅密集地域の改善が必要となっている。
- ・ 切迫性が指摘されている首都直下地震から区民の生命と財産を保護するため、区内の住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に向けた区民への支援など、住宅等の建築物の耐震化などを促進する必要がある。
- ・ 令和2年度までに建築物の耐震化率を 95%（実績推計値：92%）にする耐震改修促進計画の目標達成のため、意識啓発や耐震助成制度を実施している。耐震診断の実績は大幅に伸びているものの、診断から改修などに繋がらないケースの増加により、目標との乖離が生じている。
- ・ 地盤の液状化による住宅の被害を軽減するため、説明会や相談会を実施するとともに、地盤調査や液状化対策工事に必要な費用の助成事業を実施している。しかし、費用、期間などの問題から事業の利用件数は伸び悩んでいる。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>①民間建築物の耐震化の促進</b>			
民間建築物耐震診断・改修事業	建築課	2,087	区内全域
地盤の液状化対策	建築課	66	区内全域
定期報告対象建築物改善指導事務	建築課	17	区内全域
ブロック塀等除去工事費等助成	建築課	16	区内全域

**(2) 強靱化関連施策****①民間建築物の耐震化の促進【まちづくり】**

- ・ 「葛飾区耐震改修促進計画」に基づき、建築士事務所協会と連携を図り、木造住宅等耐震事業に関する説明・相談会を行い、啓発活動を実施する。さらに、住宅、分譲マンション、民間の公益施設、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、耐震シェルター設置等に対する助成制度を設け、耐震化促進への取組を実施する。(都市整備部)
- ・ 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として東京都耐震改修促進計画で特定緊急輸送道路に指定された道路の沿道建築物を中心として、耐震化の促進を行う。(都市整備部)
- ・ 木造住宅の耐震診断にあたって、耐震診断士を無料派遣するほか、耐震改修設計・耐震改修・除去・建替え等にかかる費用を助成する。また、耐震化事業を広く周知するために、広報紙やホームページによる案内のほか、建築士事務所協会と連携を図り窓口相談や説明会を実施する。(都市整備部)
- ・ 液状化対策を促進するため、企業や専門家との情報交換により、一般の住宅で多く採用されている地盤調査による精度の高い液状化判定方法や新たな対策の技術について検討を進める。窓口相談や説明会を実施し、液状化に関する適切な情報提供を行うとともに、住宅の新築や建替えの際の地盤調査費や液状化対策費の一部を助成する。(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】****成果指標（現状値⇒目標値）****①民間建築物の耐震化の促進****●民間建築物耐震診断・改修事業**

- ・ 診断件数【耐震診断】※累計（4,818件⇒6,018件）
- ・ 助成件数【耐震設計・改修・建替え・除却・耐震シェルター】※累計（3,543件⇒4,872件）

**●地盤の液状化対策**

- ・ 地盤調査費助成※累計（65件⇒155件）
- ・ 液状化対策費助成（18件⇒48件）

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-1 建物の大規模倒壊による死傷者の発生

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ②公共施設・基盤施設の耐震性能の維持

- 公共施設の損壊等による死傷者の発生を防ぐために、耐震化された建築物においても、経年変化などによる影響の調査や点検を行うなど適切な維持管理に努め耐震性能を維持していく必要がある。
- 橋梁の落橋、道路施設の大規模な損壊等、道路利用者の生命に係わる最悪の事態を回避する必要がある。

##### ③空家等対策

- 平成 30 年度の実態調査では、区内には 2,451 棟の空家等があり、うち 433 棟は建物・敷地のいずれかが不適切管理であり、早急に対応すべき空家等との結果が得られたため、引き続き適切な管理を促進する必要がある。

#### (3) 関連事業【令和 3 年～ 6 年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>②公共施設・基盤施設の耐震性能の維持</b>			
都市計画道路の整備	道路建設課	20,337	区内全域
新中川橋梁架替事業	道路補修課	1,987	八剣橋・細田橋
道路改修	道路補修課	未定	区内全域
道路橋梁改良	道路補修課	未定	区内全域
道路修繕	道路補修課	未定	区内全域
橋梁補修	道路補修課	未定	区内全域
区営住宅管理	住環境整備課	553	区内全域
区民住宅管理	住環境整備課	17	白鳥
公園再生事業	公園課	未定	区内全域
公園維持管理	公園課	未定	区内全域
<b>③空家等対策</b>			
空家等対策	住環境整備課	64	区内全域
東四つ木地区の街づくり【1-2①再掲】			
四つ木地区の街づくり【1-2①再掲】			
東立石地区の街づくり【1-2①再掲】			
堀切地区の街づくり【1-2①再掲】			

**(2) 強靱化関連施策****②公共施設・基盤施設の耐震性能の維持【まちづくり】**

- ・ 公共施設の保全工事を計画的に進めていくとともに、建替えや新設をする際には、強靱な防災機能が備わるように配慮する。(施設部)
- ・ 橋梁や道路施設の点検、適切な維持管理、修繕・改修を予防保全の観点から計画的に進めていく。(都市整備部)

**③空家等対策【まちづくり】**

- ・ 空家等対策協議会の助言を受け、管理者への助言・指導等を行う。また、空家等相談窓口の設置・空家等の利活用体制を整備し、専門家団体との連携による、空家等対策計画の推進を図る。(都市整備部)
- ・ 老朽化した木造建築物が密集する地域のうち、特に重点的に改善を図る地区である不燃化特区において、防災上危険な空き家の除却費を助成し、空き家件数の減少を図る。

(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】****成果指標（現状値⇒目標値）****②公共施設・基盤施設の耐震性能の維持****●都市計画道路の整備**

- ・ 都市計画道路（区施行路線）整備率（65.8%⇒68.0%）

**●新中川橋梁架替事業**

- ・ 工事進捗率：①八剣橋（59.6%⇒98.3%）
- ・ 工事進捗率：②細田橋（2.1%⇒4.2%）

**③空家等対策****●空家等対策**

- ・ 空家等の相談等を受け付けた件数のうち、解決に至った件数の割合※累計（75.0%⇒75.0%）

**●東四つ木地区の街づくり**

- ・ 除却助成の件数（空き家以外も含む）（0件⇒54件）

**●四つ木地区の街づくり**

- ・ 除却助成の件数（空き家以外も含む）（0件⇒42件）

**●東立石地区の街づくり**

- ・ 除却助成の件数（空き家以外も含む）（0件⇒24件）

**●堀切地区の街づくり**

- ・ 除却助成の件数（空き家以外も含む）（0件⇒88件）

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-1 建物の大規模倒壊による死傷者の発生

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ④落下物及び倒壊、エレベーター閉じ込め事故等の防止

- ・ 建物等の倒壊だけでなく、窓ガラスや看板等の工作物の脱落、ブロック塀の倒壊などにより通行人等へ危害を及ぼすことがないよう対策をする必要がある。
- ・ 東京湾北部地震の被害想定では、113 台のエレベーター閉じ込め事案の発生が予想されている。エレベーターの閉じ込め事故や運転停止が多数発生すると、救出や復旧に時間を要することから、エレベーターの地震防災対策に早急に取り組む必要がある。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
④落下物及び倒壊、エレベーター閉じ込め事故等の防止			
民間建築物耐震診断・改修事業【1-1①再掲】			
定期報告対象建築物改善指導事務【1-1①再掲】			
ブロック塀等除去工事費等助成【1-1①再掲】			
屋外広告物許可事務	道路管理課	3	区内全域
道路占用許可事務	道路管理課	10	区内全域



**(2) 強靱化関連施策****④落下物及び倒壊、エレベーター閉じ込め事故等の防止【まちづくり】**

- ・ 窓ガラス・外壁タイル等の落下防止に向けて、様々な機会を活用して建築物における落下物対策の助言・指導を行っていく。また、地震の際に看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、設置者等に対して助言・指導を行うとともに、屋外広告物の許可申請時などの機会を捉えて助言・指導を行っていく。(都市整備部)
- ・ 地震発生時の区民の安全性の向上を図るため、ブロック塀等撤去工事費などの一部を助成している。なお、多くの区民が利用する緊急啓開道路、緊急道路障害物除去路線、通学路を避難路と定め、危険性のあるものについては、関連部局と連携を図りながら、所有者等に対して除去等の指導を重点的に行っていく。(都市整備部/環境部)
- ・ エレベーターの閉じ込め防止対策として機器類等の地震対策の促進と普段の事故防止等を含め、定期報告制度による所有者への安全管理の重要性を認識させる。また、パンフレットの配布などにより、閉じ込め防止対策の必要性を周知していく。(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】**

成果指標 (現状値⇒目標値)

**④落下物及び倒壊、エレベーター閉じ込め事故等の防止****●民間建築物耐震診断・改修事業【1-1①再掲】**

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-2 住宅密集地域や不特定多数が集まる施設での大規模火災・損壊等による死傷者の発生

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①延焼拡大防止のための街づくり (1/2)

- ・ 東京湾北部地震の被害想定では、火災による焼失 11,114 棟が予想されており、老朽化した木造住宅密集地域の改善が必要となっている。
- ・ 本区には、特に老朽化した木造建築物が集積した地域があり、延焼拡大による死傷者を減少させるには、狭い道路の拡幅整備や公園などの空地の確保、不燃建築物への建替えの促進など、燃え広がらない街づくりの推進が緊急かつ重要な課題である。
- ・ 区内には、消防車の通行が困難な幅員 4m に満たない細街路が、令和 2 年 4 月現在で 155km ある。そのため、地権者が建替えを行う時に併せて必要な道路空間の確保に努めているが、未だ拡幅されていない対象路線が残存しており、建替えを伴わない駐車場等における拡幅整備も課題となっている。
- ・ 沿道の建築物倒壊のため緊急輸送道路、密集市街地の細街路が閉塞され、輸送、消火、避難の支障となることが想定され、発災後早期に道路啓開を図る他、事前に道路の拡幅や建築物の不燃化・耐震化を図っておく必要がある。
- ・ 倒壊した電柱により道路の通行が阻害され、消火・救助活動の妨げとなることを防ぐため、無電柱化を推進する必要がある。

**(2) 強靱化関連施策****①延焼拡大防止のための街づくり【行政機能、まちづくり】**

- ・ 幅員 4m 未満の細街路に接する敷地内の建築物の建替えに際し、建築確認申請手続の前に道路位置の相談申込を受け、協議等を進める。また、建築工事竣工前に区が拡幅整備工事を施工し、拡幅整備を行った部分の門・塀などの工作物の移設費用を助成する。(都市整備部)
- ・ 道路が閉塞した場合に、円滑な道路啓開活動が行えるように、総合防災訓練等を通じて関係機関との連携体制の強化を図る。(地域振興部)
- ・ 無電柱化推進計画に位置付けたチャレンジ路線や都市計画道路、駅周辺などの街づくりに伴う路線について、沿道住民や電線管理者の理解を得ながら、検討、設計、用地取得、工事を順次推進する。(都市整備部)
- ・ 消防活動が困難な区域の解消、災害時の避難路、緊急車両の通行の確保を図るため、密集市街地整備促進事業により、主要生活道路の拡幅整備を推進する。(都市整備部)
- ・ 老朽化した木造住宅が密集する地域のうち、特に重点的に改善を図る地区である不燃化特区において、建物の建替え、除却に係る費用を助成し、不燃化建築物への建替え、燃え広がらない街づくりを推進する。(都市整備部)

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-2 住宅密集地域や不特定多数が集まる施設での大規模火災・損壊等による死傷者の発生

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①延焼拡大防止のための街づくり (2/2)

- 延焼遮断としての機能を持つ都市計画道路のうち、区施行の都市計画道路は、令和3年4月現在、計画延長 52.9km のうち 34.8km が整備済み（整備率 65.8%）となっている。また、国・都施行を含めた都市計画道路は、計画延長 99.3km のうち 69.8km が整備済み（整備率 70.3%）となっている。交通の円滑化や防災性の向上等のため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、計画的かつ効率的な都市計画道路の整備を推進する必要がある。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>①延焼拡大防止のための街づくり</b>			
細街路拡幅整備事業	住環境整備課	1,147	区内全域
新小岩駅周辺開発事業	新小岩街づくり担当課	6,781	新小岩駅周辺
新小岩駅周辺開発事業と連動した公共公益施設の整備	政策企画課／施設管理課／新小岩街づくり担当課／戸籍住民課	230	新小岩駅周辺
金町駅周辺の街づくり	金町街づくり担当課	8,555	金町駅周辺
金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備	政策企画課／施設管理課／金町街づくり担当課／関係各課	1,604	金町駅周辺
立石駅周辺地区再開発事業	立石駅北街づくり担当課／立石駅南街づくり担当課	26,748	立石駅周辺
立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備	政策企画課／施設管理課／立石駅北街づくり担当課／立石駅南街づくり担当課／関係各課	0	立石駅周辺
高砂駅周辺の街づくり	高砂・鉄道立体担当課	198	高砂駅周辺
四ツ木駅周辺の街づくり	街づくり推進担当課	93	四ツ木駅周辺
青戸六・七丁目地区の街づくり	街づくり推進担当課	10	青戸六・七丁目地区
無電柱化の推進	道路建設課	608	区道 19・20・172 号線、葛 104 号ほか
東四つ木地区の街づくり	密集地域整備担当課	313	東四つ木三・四丁目
四つ木地区の街づくり	密集地域整備担当課	661	四つ木一・二丁目
東立石地区の街づくり	密集地域整備担当課	1,177	東立石四丁目
堀切地区の街づくり	密集地域整備担当課	2,962	堀切二丁目周辺・四丁目
都市計画道路の整備【1-1②再掲】			
西新小岩五丁目地区の街づくり（事業化の準備中）			

**(2) 強靱化関連施策****①延焼拡大防止のための街づくり【行政機能、まちづくり】**

- ・ 安全で円滑な交通機能を確保するとともに、良好な道路環境を整備するため、沿道地域住民や権利者の理解を得ながら、都市計画道路の整備を着実に推進する。(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】****成果指標（現状値⇒目標値）****①延焼拡大防止のための街づくり****●細街路拡幅整備事業**

- ・ 整備進捗率 (41.8%⇒44.5%)
- ・ 住環境が良好だと思ふ区民の割合 (62.5%⇒64.0%)

**●青戸六・七丁目地区の街づくり**

- ・ 地域特性や地域の実情が活かされた街づくりが進められていると思ふ区民の割合 (青戸)  
(48.7%⇒49.6%)
- ・ 地区計画等の公共用地整備率 (青戸) (91.8%⇒91.8%)

**●東四つ木地区の街づくり**

- ・ 不燃領域率 (51.7%⇒58.2%)

**●四つ木地区の街づくり**

- ・ 不燃領域率 (63.0%⇒69.0%)

**●東立石地区の街づくり**

- ・ 不燃領域率 (55.6%⇒62.1%)

**●堀切地区の街づくり**

- ・ 不燃領域率 (55.6%⇒62.1%)

**●都市計画道路の整備【1-1②再掲】**

**目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる**

**1-2 住宅密集地域や不特定多数が集まる施設での大規模火災・損壊等による死傷者の発生**

**(1) 脆弱性の評価結果**

**②避難空間の確保**

- ・ 延焼を遅らせる機能や避難場所ともなる公園の計画的な整備を進める必要がある。

**③防災意識の醸成**

- ・ 大規模地震では、同時多発火災、救助・救急事象の多発、消防活動障害の発生により、円滑な消火活動が阻害される場合がある。そのため、地域の防災関係機関、住民、事業所、様々な組織の連携による活動体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。

**(3) 関連事業【令和3年～6年度】**

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>②避難空間の確保</b>			
地域の核となる公園の整備	公園課	4,308	区内全域
水の拠点の整備	公園課	20	新中川河川敷公園 柴又公園 新小岩公園
水辺のネットワーク事業	公園課／道路補修課 ／調整課	170	中川親水テラス 水元さくら堤
河川環境改善事業	公園課	541	区内全域
児童遊園維持管理	公園課	未定	区内全域
公園維持管理【1-1②再掲】			
公園再生事業【1-1②再掲】			

**(2) 強靱化関連施策****②避難空間の確保【まちづくり】**

- ・ 地域特性や区民ニーズを踏まえた地域の核となる公園を整備し、災害時の避難場所の確保、地域環境の改善などを図る。(都市整備部)

**③防災意識の醸成【行政機能】**

- ・ 地震による停電が復旧した後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの使用が促進されるよう普及を図り、助成も行う。(地域振興部)
- ・ 初期消火に活用するため、地域の共有物品として街路やコンビニエンスストアに消火器やスタンドパイプを設置して、訓練等により、使い方を指導する。(地域振興部)
- ・ 防災市民組織(市民消防隊)に対し、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプを貸与することにより、防災行動力を強化し、火災の拡大防止を図る。(地域振興部)
- ・ 消防署、消防団、事業所の自衛消防組織及び防災市民組織等が連携した合同防災訓練を継続的に実施するよう指導する。(地域振興部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】**

成果指標(現状値⇒目標値)

**②避難空間の確保****●地域の核となる公園の整備**

- ・ 区民1人当たりの公園面積(4.37㎡⇒4.38㎡)

**●水辺のネットワーク事業**

- ・ 中川親水テラス照明整備率(71%⇒71%)・水元さくら堤改修率(81%⇒100%)

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-2 住宅密集地域や不特定多数が集まる施設での大規模火災・損壊等による死傷者の発生

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ④施設等での減災対策

- 公共施設のほか、高齢者・障害者・乳幼児・児童等の要配慮者が利用する施設の防災・減災対策を推進するため、消防用設備等の整備、耐震改修・大規模修繕等や倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる必要がある。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>④施設等での減災対策</b>			
集合住宅建設指導	住環境整備課	—	区内全域
雨水流出抑制施設の設置協議	調整課	—	区内全域
定期報告対象建築物改善指導事務【1-1①再掲】			

### 1-3 洪水・高潮により長期間浸水が継続する事態

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①浸水しない地域への事前の避難

- 河川の氾濫や高潮が発生すると、数日から2週間以上にわたって浸水が解消せずに、ライフラインも途絶するなかで孤立する地域が発生するため、浸水しない地域へ事前に避難をしておくことが必要となる。
- 区民の防災意識の向上や自助・共助による避難行動の確立などに向け、浸水想定区域などを事前に区民等に周知するなどの取組を進めることが重要である。
- 高齢の方や障害のある方などが避難する際の安全性の向上を図るため、施設、経路のバリアフリー化を推進する必要がある。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>①浸水しない地域への事前の避難</b>			
バリアフリー事業	調整課／新小岩街づくり担当課／道路建設課	27	区内全域



**(2) 強靱化関連施策****④施設等での減災対策【行政機能、健康・医療・福祉、まちづくり】**

- ・ 公共施設及び特殊建築物を整備する際には、東京都震災対策条例に基づき、防火貯水槽の整備に努める。民間建築物に対しては、「葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱」等に基づき、中高層集合住宅等の建設に際し、防火貯水槽を設置するよう指導する。(都市整備部)
- ・ 高齢者施設等に対して、消防用設備の整備、耐震改修・大規模修繕のほか、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用し、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等の防災・減災対策を支援する。(福祉部)
- ・ 老朽化に伴う保育所等の建替えや、認定こども園化に伴う幼稚園・保育所の建替え、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備等に対し、整備費用の補助を行う。(子育て支援部)

**(2) 強靱化関連施策****①浸水しない地域への事前の避難【行政機能】**

- ・ ハザードマップを適宜見直して公表する他、転入時等に配布する。(地域振興部)
- ・ 広報や出前講座、防災訓練等を通じて、水害時の避難の考え方について周知・啓発を図り、区民の迅速な避難行動へ繋げる。(地域振興部)
- ・ 江東5区広域避難推進協議会において、国や東京都、近隣自治体や関係機関等と連携をして、広域避難のあり方について検討を進め、広域避難先を確保していく。(地域振興部)
- ・ 鉄道駅周辺をはじめ、区内全域における施設、経路の一体的なバリアフリーを推進していく。(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】****成果指標（現状値⇒目標値）****①浸水しない地域への事前の避難****●バリアフリー事業**

- ・ バリアフリー事業達成率（85%⇒87%）

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-3 洪水・高潮により長期間浸水が継続する事態

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ②垂直避難先の確保

- ・ 浸水のおそれがある低層階に居住している区民が逃げ遅れた場合に、緊急的に高い建物に避難をするための避難先を確保する必要がある。

##### ③浸水対応型市街地づくりの推進

- ・ 「葛飾区浸水対応型市街地構想」では、大型台風の恒常化等、確実に増大する水害リスクに備えるため、「総合治水対策」、「広域避難対策」、「浸水対応型市街地づくり」を三位一体で進めることとしている。「浸水対応型市街地づくり」は、広域避難できなかった住民の命を守る避難空間確保の第1段階から、浸水してから水が引くまで避難生活を送ることができる浸水対応型拠点建築物を市街地の随所へ配置する第3段階まで、避難できる環境を段階的に整える取組が必要である。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>③浸水対応型市街地づくりの推進</b>			
水害対策の強化	危機管理課／調整課 ／都市計画課	166	区内全域
治水事業や民間開発と連携した浸水対応型拠点高台の整備	調整課／都市計画課 ／公園課	—	区内全域
小中学校の浸水対応型拠点建築物化への改修・整備促進	学校施設計画担当課 ／営繕課／危機管理課 ／都市計画課	—	区内全域
民間施設の浸水対応型拠点建築物化への改修・整備促進	都市計画課	—	区内全域
新小岩駅周辺開発事業【1-2①再掲】			
金町駅周辺の街づくり【1-2①再掲】			
立石駅周辺地区再開発事業【1-2①再掲】			
高砂駅周辺の街づくり【1-2①再掲】			

**(2) 強靱化関連施策****②垂直避難先の確保【行政機能】**

- ・ 区内を流れるいずれの河川が氾濫しても浸水しない階層が確保できる区有施設を洪水緊急避難建物として指定をして、水害に備えた物資を配備していく。(地域振興部)
- ・ 都営住宅やUR賃貸住宅等への水害時の緊急避難に関する協定・覚書に基づき、具体的な避難のあり方について、整理していく。(地域振興部)
- ・ 民間集合住宅や事業所等との、水害時の緊急避難に関する協定締結を推進し、水害に備えた物資を配備していく。(地域振興部)

**③浸水対応型市街地づくりの推進【まちづくり】**

- ・ 大規模水害のリスクに備えた「浸水対応型市街地構想」の策定やその実現方策を検討し、堤防と一体的となった市街地の防災拠点等の整備を目指す。(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】**

成果指標（現状値⇒目標値）

**③浸水対応型市街地づくりの推進****●水害対策の強化**

- ・ 区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（41%⇒44%）

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-3 洪水・高潮により長期間浸水が継続する事態

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ④治水対策の推進

- ・ 本区は、河川の下流部に位置し、海拔ゼロメートル地帯も大きく広がっており、河川の氾濫や都市型水害の発生による浸水被害を軽減するには、官民が連携した総合治水対策の推進が必要である。
- ・ 京成本線橋梁部の堤防高が周囲より 3.7m 程度低くなっており、荒川水位上昇時に越水するおそれがあるため、土のうの配置等による水防活動の他、パラペットの設置や橋梁の架け替えをして堤防高を嵩上げする必要がある。
- ・ 河川氾濫などの浸水被害の発生、またはそのおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、速やかに水防活動を実施することが重要である。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>④治水対策の推進</b>			
水害対策の強化【1-3③再掲】			
排水場施設整備	公園課／道路補修課	未定	第三新宿排水場、四つ木橋排水場、古谷排水場、六方排水場、東金町排水場、柴又排水場
水防関係の訓練	調整課	—	区内全域
雨水流出抑制施設の設置協議【1-2④再掲】			

### 1-4 大規模な火山噴火等により、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①火山灰対策

- ・ 火山噴火現象により人命に影響を及ぼす可能性はないと考えられるが、富士山や浅間山等が噴火した場合、風向きによっては、降灰によって区民等の生活に影響が及ぶことが想定される。
- ・ 富士山が噴火した場合、区内で 2～10cm の降灰が想定されている。目や気管支等の健康被害が起きるおそれがある他、頑丈でない建物の屋根が崩壊するおそれが出てくる。

**(2) 強靱化関連施策****④治水対策の推進【行政機能、まちづくり】**

- ・ 荒川水位上昇時には迅速に水防活動が実施できるように、関係機関と連携をして、実働的な水防訓練を継続して実施していく。(都市整備部)
- ・ 京成本線の橋梁架け替えに向けて、関係機関と連携して取り組んでいく。(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】**

成果指標（現状値⇒目標値）

**④治水対策の推進**

水害対策の強化【1-3③再掲】

**(2) 強靱化関連施策****①火山灰対策【行政機能】**

- ・ 気象庁が発表する降灰予報等により区に降灰のおそれがある場合は、防災行政無線、広報車、区公式ホームページ・ツイッター、葛飾区安全・安心情報メール等により、降灰の予想、外出、健康被害防止等への注意喚起について区民に周知する。(地域振興部)
- ・ 降灰に備えて、マスクやゴーグル等の備蓄について検討を進める。(地域振興部)

## 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①情報伝達手段の充実

- ・ 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、区民等にその情報を正確かつ確実に伝える体制を構築することで、関係機関が連携した組織的な対策につなげ、さらには区民が自ら判断し、身の安全を確保できる避難行動につなげる必要がある。
- ・ 災害時には一般電話、携帯電話等の機能が低下することが想定されるため、災害時にも機能する通信網を確保していく必要がある。
- ・ 災害時の困難な状況においても、確実に区民に正確な災害情報を伝達できるよう、ICT 等を活用した最新の情報収集・発信手段の確保に取り組む必要がある。

##### ②災害時における要配慮者への支援

- ・ 高齢者、障害者等の要配慮者をはじめ、女性や子ども、外国人など多様な区民の視点に立ったきめ細かな対策が求められている。

**(2) 強靱化関連施策****①情報伝達手段の充実【行政機能、情報通信】**

- ・ 防災行政無線（固定系）により屋外放送設備及び屋内受令機に放送できる設備を整備している。また、現場との通信を確保するため防災行政無線（移動系）を整備している。  
(地域振興部)
- ・ 防災行政無線の放送内容を、文章・音声（英語・中国語・韓国語にも対応）で確認することのできるアプリ「かつらっパ」を整備している。(地域振興部)
- ・ 要配慮者利用施設や防災市民組織である自治町会の会長・防災部長宅等に、屋内で聞くことのできる防災行政無線の端末設置を進める。(地域振興部)
- ・ 要配慮者利用施設や聴覚・視覚障害者等を対象に、電話・FAXで避難情報を一斉伝達できるように災害情報伝達システム（スピーキャン）を整備している。(地域振興部)
- ・ 非常時の情報提供として、区公式ホームページ、葛飾区安全・安心情報メール、エリアメールサービス、かつしかFM、区公式ツイッター・区公式フェイスブック等での災害情報の広報を導入している。(地域振興部)

**②災害時における要配慮者への支援**

- ・ 避難行動要支援者名簿や個別支援計画を整理して、避難支援者と連携を図りながら、災害時に避難行動要支援者が適切な避難行動が出来るように、取り組んでいく。  
(地域振興部／福祉部／健康部)

## 目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①道路ネットワークの確保

- 大規模地震では、揺れや液状化等による道路・橋梁の被害により、緊急自動車や輸送車両の通行支障が想定されるため、交通ネットワークの確保のために、適切な維持管理を行うとともに、早期の整備が必要である。
- 沿道の建築物倒壊のため緊急輸送道路、密集市街地の細街路が閉塞され、輸送、消火、避難の支障となることが想定され、道路の拡幅や建築物の不燃化・耐震化が必要である。

##### ②各家庭・事業所等での備蓄

- 各家庭において、最低でも3日分、出来れば1週間分の備蓄に取り組む必要がある。
- 事業所等において、一斉帰宅抑制のために、全従業員や来客等のための3日分の備蓄に取り組む必要がある。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>①道路ネットワークの確保</b>			
歩道勾配改善事業	道路補修課	619	整備計画路線
都市計画道路の整備【1-1②再掲】			
新中川橋梁架替事業【1-1②再掲】			
細街路拡幅整備事業【1-2①再掲】			
東四つ木地区の街づくり【1-2①再掲】			
四つ木地区の街づくり【1-2①再掲】			
東立石地区の街づくり【1-2①再掲】			
堀切地区の街づくり【1-2①再掲】			
バリアフリー事業【1-3①再掲】			
道路改修【1-1②再掲】			
道路橋梁改良【1-1②再掲】			
道路修繕【1-1②再掲】			
橋梁補修【1-1②再掲】			
西新小岩五丁目地区の街づくり（事業化の準備中）			



**(2) 強靱化関連施策****①道路ネットワークの確保【経済・産業、まちづくり】**

- ・ 災害時における緊急支援物資輸送の維持または早期復旧のため、都市計画道路の整備、道路施設と橋梁の計画的な点検、修繕・改修、密集市街地整備促進事業、細街路拡幅整備事業等により、建築物の倒壊等による道路閉塞の防止と交通ネットワークの確保を進め、道路等の災害対応力を強化する。(都市整備部)

**②各家庭・事業所等での備蓄【行政機能、健康・医療・福祉、教育・文化】**

- ・ 広報や防災訓練等を通じて、自助・共助による備蓄の必要性について周知を図る。

(地域振興部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】**

成果指標 (現状値⇒目標値)

**①道路ネットワークの確保****●歩道勾配改善事業**

- ・ 歩道勾配の改善率 (80%⇒86%)

**●都市計画道路の整備【1-1②再掲】****●新中川橋梁架替事業【1-1②再掲】****●細街路拡幅整備事業【1-2①再掲】****●東四つ木地区の街づくり**

- ・ 道路整備進捗率 (96.1%⇒100.0%)

**●四つ木地区の街づくり**

- ・ 道路整備進捗率 (95.3%⇒100.0%)

**●東立石地区の街づくり**

- ・ 道路整備進捗率 (55.0%⇒100.0%)

**●堀切地区の街づくり**

- ・ 道路整備進捗率 (0.0%⇒100.0%)

**●バリアフリー事業【1-3①再掲】**

## 目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ③備蓄品等の確保

- ・ 避難所運営が円滑に行えるように、備蓄倉庫において、食料・飲料水・衛生用品・燃料・生活必需品等を十分な量確保しておく必要がある。
- ・ 応援物資の優先供給や輸送について、各災害時協力協定団体等と締結している協定の実効性の向上を図る必要がある。

### 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①地域の防災力の向上

- ・ 災害時には、同時多発的な火災やインフラ構造物の被害などにより、迅速な救助・救出活動や消防等による応急活動が停滞するおそれがある。このため、地域コミュニティの活性化や地域での防災訓練の充実、消防団と連携した救助・救護活動の普及等、自治町会等が中心となった共助による連携を強化する必要がある。特に、今後は超高齢社会の進展により、災害時要配慮者の増加が見込まれることから、若年層を対象とした、将来の地域防災の担い手の育成を図っていく必要がある。
- ・ 救助・救急活動等を行うための経路が機能不全を起こさないように、緊急輸送道路や啓開道路の円滑な通行のための体制の整備や資機材を確保する必要がある。

##### ②発災時の負傷者の抑制

- ・ 地震発生時の負傷者等を減らすために、耐震化の促進だけでなく、各家庭において家具類の転倒防止対策にも取り組む必要がある。

**(2) 強靱化関連施策****③備蓄品等の確保【行政機能、健康・医療・福祉】**

- ・ 食料や飲料水の他、区民の生命を守るために必要な衛生用品や燃料、生活必需品等の備蓄に取り組む。特に避難所内で感染症が蔓延しないように、感染症対策物資の備蓄に取り組む。  
(地域振興部)
- ・ 訓練等を通じて、関係機関及び災害時協力協定団体等との連携を強化して、災害対応力の向上を図る。(地域振興部)

**(2) 強靱化関連施策****①地域の防災力の向上【行政機能】**

- ・ 災害発生時に、自助・共助の視点で区民や地域が主体的に救援・応急活動を迅速に実施できるよう、防災講演会・防災に関するワークショップの開催、起震車・まちかど防災訓練車・水陸両用車等を活用した防災訓練、広報紙やホームページ等による広報を実施していく。  
(地域振興部)
- ・ 自助・共助・公助の連携強化を図るため、地域住民が主体となって検討する会議体を設置し、地域ぐるみの防災ネットワーク構築の支援を行っていく。(地域振興部)
- ・ 防災資器材の現物支給や資器材購入費の助成等により、防災市民組織や消防団等の組織力の維持・向上を図っていく。また、防災市民組織による防災活動拠点として、公園に雨水貯水槽、防災倉庫やマンホールトイレ、かまど兼用炊き出しベンチ等の整備を進めていく。  
(地域振興部)
- ・ 幅広い防災知識を持った防災コンサルタントや防災士等を活用し、地域に密着した防災意識の啓発や防災訓練等への参加を通じて、お互いに顔の見える関係をつくり上げることで、地域における災害対応力の強化に取り組んでいく。(地域振興部)

**②発災時の負傷者の抑制【行政機能】**

- ・ 家具の転倒防止に関するパンフレット配布等の広報により、区民に家具固定の重要性を周知するとともに、家具転倒防止器具取付け支援事業により、家具固定の普及を図っていく。  
(地域振興部)

## 目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

#### (1) <sup>ぜい</sup>脆弱性の評価結果

##### ①非常用電源等の確保

- ・ 東京湾北部地震では、区内において最大で7,020人の負傷者（うち重傷者920人）が予想されている。また、負傷者のみならず、在宅の人工呼吸器使用者等の継続的医療への支援等の対応が必要になる。
- ・ 保健所や緊急医療救護所等で必要な活動ができるよう、エネルギーを確保する必要がある。

### 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

#### (1) <sup>ぜい</sup>脆弱性の評価結果

##### ①帰宅困難者の発生抑制

- ・ 災害発生時は、公共交通機関の停止等により、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺等での混乱が想定されることから、災害時駅周辺対策連絡会において滞留者の誘導や代替輸送手段の検討等を進めることが重要である。
- ・ 帰宅困難者の発生抑制、一時滞在施設の確保、帰宅に必要な情報の提供方法等を検討する必要がある。

**(2) 強靱化関連施策****①非常用電源等の確保【行政機能、健康・医療・福祉】**

- ・ 在宅人工呼吸器使用者に対する災害時個別支援計画の作成・見直しを行うとともに、各家庭の非常用電源確保を支援している。(健康部)
- ・ 保健所や緊急医療救護所等で必要な活動ができるよう、蓄電池等の配備を進める。  
(健康部／地域振興部)

**(2) 強靱化関連施策****①帰宅困難者の発生抑制【行政機能】**

- ・ 事業所に対し、従業員等の施設内待機のために3日分の備蓄の促進を図る。さらに、区の施設においても、利用者等の施設待機の方法について検討する。(地域振興部)
- ・ 学校、保育施設等において、園児、児童、生徒等が帰宅困難となった場合に備えて、施設内に食料、飲料水を備蓄する。(教育委員会／子育て支援部／地域振興部)
- ・ 帰宅困難者を一時的に受け入れるため、大規模集客施設や民間施設について、協定を締結するなどして受入れ先を確保して水・食料等を配備する。(地域振興部)
- ・ コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、都立学校等の災害時帰宅支援ステーションの周知に努める。また、区内の沿道の事業者に、徒歩帰宅者への水道水及びトイレの提供等の支援をするよう働きかける。(地域振興部)
- ・ 外国人観光客をはじめとする観光客の情報収集を支援するため、その主たる手段となるスマートフォン用の充電電池を区内観光案内所に配備する。(産業観光部)

## 目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①医療体制等の確保

- ・ 災害発生時の医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会などとの協力体制の更なる充実を図る必要がある。
- ・ 区は医師会等の関係機関と連携し、災害時を想定した傷病者の搬送や緊急医療救護所におけるトリアージなどの訓練を実施し、災害時の迅速な医療救護体制を構築する必要がある。
- ・ 災害時における医療従事者の確保が難しいことから、迅速に医療救護活動ができる体制が必要である。
- ・ 緊急医療救護所等で適切な治療が行えるように、必要な医薬品や医療資器材を配備しておく必要がある。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
①医療体制等の確保			
無電柱化の推進【1-2①再掲】			
都市計画道路の整備【1-1②再掲】			
新中川橋梁架替事業【1-1②再掲】			
道路改修【1-1②再掲】			
道路橋梁改良【1-1②再掲】			
道路修繕【1-1②再掲】			
橋梁補修【1-1②再掲】			

**(2) 強靱化関連施策****①医療体制等の確保【健康・医療・福祉】**

- ・ 災害時に区民の生命を守るため、医療関係団体や医療機関等と連携し、葛飾区災害医療救護計画の改定や見直しを行い、災害時の医療救護活動の実効性を向上させる。また、医療関係団体や医療機関等との連携により、緊急医療救護所の開設・運営訓練を実施していく。  
(健康部)
- ・ 災害時に迅速な医療救護活動ができるよう、医療従事者を事前に登録する制度を更に推進する。(健康部)
- ・ 災害発生直後は、区備蓄品（災害医療資器材、災害用医薬品、医療活動用照明器具及び発電機等）を活用できるように、緊急医療救護所や医療救護所等において、発災から3日間に必要資器材等の配備を進める。(健康部)
- ・ 救助・救急活動等を行うための経路が途絶しないよう、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化や区道の無電柱化の推進、道路施設及び橋梁の計画的な点検や修繕・改修、早期啓開のための体制を整備する。(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】**

成果指標（現状値⇒目標値）

**①医療体制等の確保**

- 都市計画道路の整備【1-1②再掲】
- 新中川橋梁架替事業【1-1②再掲】

## 目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①避難所等での衛生環境の確保

- ・ 避難所での感染症防止のため、衛生管理物資の備蓄等に取り組む必要がある。
- ・ 避難所が過密化すると衛生環境が悪化して、感染症等が蔓延しやすい状態に陥るため、過密化を避けるための対策を講じる必要がある。
- ・ 災害時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下することから、マンホールトイレなどの災害時のトイレの充実やトイレ利用・ごみ処分のマナー向上を図る必要がある。
- ・ 負傷または逃げ出した状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくるため、飼育動物をめぐる事故やトラブルを防止する対策を講じる必要がある。

##### ②健康管理意識の醸成

- ・ 各家庭における健康管理意識を醸成して、一人ひとりの感染症防止行動に繋げる必要がある。
- ・ 区民が各種検診の受診や生活習慣病の予防を行うよう啓発するとともに、健康診断を行い、病気の早期発見と早期治療を促し、被災時にも健康が維持できるよう、健康づくりの充実を図る必要がある。
- ・ 平時から、予防接種の促進など感染症発生予防のための健康指導を行うとともに、感染症流行情報の提供などを実施する必要がある。



**(2) 強靱化関連施策****①避難所等での衛生環境の確保【健康・医療・福祉】**

- ・ 避難所となる小・中学校、旧学校において、非接触型体温計や消毒液、マスク等の備蓄を進める。(地域振興部)
  
- ・ 避難所が過密な状態とならないように、自宅の被害が少ない場合の在宅避難や親戚・知人家等への縁故避難の推進を図る。(地域振興部)
  
- ・ 避難所運営会議等を通じて、避難所でのトイレ・ごみ処理ルールについて周知啓発を図る。  
(地域振興部)
  
- ・ ペットの同行避難について周知・啓発を図る。(健康部)
  
- ・ 飼い主とペットが同行避難した避難所の運営が円滑に行われるように、防災訓練や避難所運営会議等を通じて、災害時のペットの同行避難等について、継続的に検討していく。  
(健康部)

**②健康管理意識の醸成【健康・医療・福祉】**

- ・ 広報等を通じて、各家庭での感染予防の正しい知識（体調管理・消毒・マスクの着用等）について、周知・啓発を図っていく。(健康部)
  
- ・ 広報等を通じて、適切な健康診断や予防接種の実施を推進していく。(健康部)

### 目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

##### (1) 脆弱性の評価結果

###### ①地域の防犯力の向上

- ・ 地域の防犯活動の担い手は減少傾向にあり、若年層の防犯活動への参加促進、区と地域の防犯担当者との関係強化など、地域の自主的防犯活動の維持・活性化が必要となっている。
- ・ 被災等による治安の悪化を防ぐため、日頃からの地域の安全確保に向けた活動の支援や区民一人ひとりへの防犯知識の習得に向けた啓発などにより、地域コミュニティの再生や安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。
- ・ 災害時には、さまざまな社会的混乱の発生が予想されるため、平時から警察、自治町会、関係機関が連携し、区民の安全確保、各種犯罪予防、見守り等の取組を充実する必要がある。

###### ②詐欺や悪徳商法からの被害防止

- ・ 特殊詐欺被害は増加しており、犯人の手口が巧妙になっている。そのため、本区では、消費生活センター、高齢者総合相談センター、亀有・葛飾警察署などの関係機関と情報共有を図りながら、特殊詐欺被害に対する継続的な予防活動の維持・強化に取り組む必要がある。

###### ③性犯罪の発生防止

- ・ 発災後は停電等の影響で、人目につきにくい場所が多くなり、避難所等を中心に、のぞき、強制わいせつ、強姦といった性犯罪が起りやすくなるため、性犯罪の発生防止の取組を講じる必要がある。

**(2) 強靱化関連施策****①地域の防犯力の向上【行政機能】**

- ・ 地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、若年層の防犯活動への参加促進や自主的な防犯活動に対する支援の充実、防犯カメラの設置を進める。(地域振興部)
- ・ 葛飾区安全・安心情報メールなどにより迅速に区内の犯罪情報・不審者情報を配信することで、地域の防犯力の向上を図っていく。(地域振興部)

**②詐欺や悪徳商法からの被害防止【行政機能】**

- ・ 警察署、消費生活センター、高齢者総合相談センター等が連携し、特殊詐欺被害に区民があわないための意識醸成を図っていく。(産業観光部／福祉部／地域振興部)
- ・ 留守番電話設定の啓発、自動通話録音機の配布、金融機関での被害防止用音声機器の設置等の効果的な特殊詐欺被害防止対策を展開していく。(地域振興部)

**③性犯罪の発生防止【行政機能】**

- ・ 避難所での性犯罪の発生抑止のため、避難所運営での痴漢防止アプリの活用について、検討していく。(地域振興部)

## 目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①他自治体等との連携

- ・ 大規模災害時においては、膨大な災害対応業務が発生し、区職員のみでは対応しきれないことが想定される。そのため、区は、国、東京都、協定自治体を始め他自治体及び民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるために、区の受け入れ体制や手順書の整備及び援助が必要な業務等を定める必要がある。

##### ②防災機能の整備

- ・ 災害時の拠点となる避難所などの施設の充実に向け、計画的な点検・改修・改築を進めることが必要である。
- ・ 災害時には、電話やFAX等の通信手段の機能が大きく低下し、区内部や防災関係機関等との情報連絡が影響を受けるため、代替の通信手段を確保する必要がある。

##### ③災害時の対応強化

- ・ 地域防災計画や業務継続計画（BCP）等の各種防災計画・マニュアルについて、訓練の検証結果や業務実態等に合わせた見直しを継続的に行い、適切な運用を図る必要がある。
- ・ 職員一人ひとりが業務継続計画（BCP）の内容や、発災後に担当する災害対策業務について平時から理解しておけるように、研修や訓練等を実施しておく必要がある。
- ・ 災害時には職員自身が被災するなどにより、参集職員が不足することが想定されることから、図上訓練や総合防災訓練などを通じ、適宜災害時の対応マニュアルの見直しをすすめるなど、災害対応力の向上を図る必要がある。
- ・ 応急危険度判定や被災証明の発行などの応急対応業務を迅速に処理するための準備を進めるとともに、災害時においても区民のために最低限必要な優先通常業務を進めるため、部間を超えた連携体制の構築などの取組を進める必要がある。

##### ④職員の健康管理

- ・ 職員が自ら被災するなかで、過重な業務対応を強いられて、過労やストレス等により、健康状態が悪化しないように、職員の健康管理について配慮をする必要がある。

**(2) 強靱化関連施策****①他自治体等との連携【行政機能】**

- ・ 「葛飾区災害時受援計画」に基づき、受援に関する訓練の実施、関係機関との協定締結、拠点施設の改修を推進していく。(地域振興部)

**②防災機能の整備【行政機能】**

- ・ 避難所となる施設に、強靱な防災機能が備わるように配慮する。(地域振興部)
- ・ 防災関係機関、生活関連機関、災害時協力団体、地区センター及び避難所となる小・中学校、福祉施設に災害対策用IP無線を配置し、各施設間の通信を行う。(地域振興部)
- ・ 区災害対策本部従事職員及び避難所指定職員に、災害時優先電話機能のあるスマートフォンを配布し、通信を確保する。(地域振興部)

**③災害時の対応強化【行政機能】**

- ・ 地域防災計画や業務継続計画(BCP)等の各種防災計画・マニュアルについて、継続的に見直しを行い、災害時の対応強化を図る。(地域振興部)
- ・ 職員一人ひとりの災害対応力を向上させるために、総合防災訓練や災害対策本部図上訓練、避難所指定職員や参集職員向けの研修等を、継続的に実施していく。(地域振興部)

**④職員の健康管理【行政機能、健康・医療・福祉】**

- ・ 職員が休息を十分に取れるように、受援体制を平時から整理して、交代要員を確保できるようにしていく。(地域振興部)

## 目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ① 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ・ 東京湾北部地震において葛飾区では、停電率 24.5%と想定されており、被災後の区民生活の継続に大きな支障となる。そのため、事業者による継続的な施設整備のほか、自助・共助・公助による太陽光発電や蓄電池等の備えも必要となる。
- ・ 災害時停電を想定した非常用電源の整備・充実を進め、防災行政無線や地域防災無線の機能を確保するとともに、災害監視カメラによる情報収取体制の充実など、防災関係機関との相互通信体制の構築や情報の共有化を進める必要がある。
- ・ 発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線や葛飾区安全・安心情報メール、かつしかFMなど、多数の伝達手段を確保し、適宜正確な情報発信をする必要がある。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送や情報通信ネットワークの中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ① 多様な手段による災害情報の発信

- ・ テレビ・ラジオ放送が中断をしても、災害情報等を区民に伝達できるように、情報伝達手段の多重化を進める必要がある。
- ・ 災害時にも情報共有・提供ができるよう、平時から区民や自治町会等との情報伝達に関する連携・協力体制を構築するとともに、要配慮者が使用する施設等に対する電話やFAX等による迅速な連絡体制を構築する必要がある。

**(2) 強靱化関連施策****①電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止【行政機能、情報通信】**

- ・ 長期に停電した場合を想定し、本庁舎に本部用非常用電源設備の設置を進め、災害対策本部用として、ソーラーパネルと蓄電池の配備を進めていく。(地域振興部)
- ・ 区民・事業者に対し、太陽光発電システムの導入助成を行うとともに、学校や区施設への導入も率先して行うことで、クリーンなエネルギーの普及を促進していく。また、蓄電池と組み合わせた導入を促進することで、災害にも強い、自立・分散型エネルギーシステムの導入を進めていく。(環境部)
- ・ 防災行政無線や葛飾区安全・安心情報メール、かつしかFM等の既存の情報伝達手段に加えて、更に多様な情報伝達手段の確保を進めていく。(地域振興部)

**(2) 強靱化関連施策****①多様な手段による災害情報の発信【行政機能、情報通信】**

- ・ 区公式ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFMにて詳細な災害情報を広報する他、防災行政無線や防災行政無線確認用アプリ等でプッシュ型の情報発信もできるようにしていく。(地域振興部)
- ・ 学校避難所のほか、災害発生時に応急対策の拠点となる施設120箇所に地域BWAを活用した公衆無線LANを整備している。(政策経営部/地域振興部)
- ・ 自治町会や要配慮者利用施設等のほか、聴覚や視覚に障害のある方にも、電話やFAXで直接災害情報を伝達するためのシステムを取り入れて、登録者数を増やせるように、周知を図っていく。(地域振興部/福祉部)

## 目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①事業所の災害対応力の向上

- ・ 平時から、区内の産業力を向上することにより、災害時の商業・工業・農業の停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
- ・ 産学官連携による技術力向上や産業の活性化と合わせて、発災後も各事業所が業務を速やかに再開・継続していけるように、業務継続計画（BCP）の策定を行い、継続的に訓練や計画の見直しを図る必要がある。
- ・ 被災した事業者が早期に事業再開ができるように、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定等、再建に向けたすみやかな総合的対策を展開する必要がある。
- ・ 産業の根幹となる労働力を確保するための就業や起業への支援など、災害時の経済サイクル維持に向けた対策を講じる必要がある。
- ・ 災害時にも対応できる企業づくりを支援するために、各事業所の経営基盤の強化や生産性の向上に取り組んでいく必要がある。

##### ②物流ルートの確保

- ・ 沿道の建築物倒壊のため緊急輸送道路、輸送、消火、避難の支障となることが想定され、発災後早期に道路啓開を図る他、事前に道路の拡幅や建築物の耐震化、緊急輸送道路など幹線道路の機能を維持するための適正な維持管理を行う必要がある。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>②物流ルートの確保</b>			
民間建築物耐震診断・改修事業【1-1①再掲】			
無電柱化の推進【1-2①再掲】			
都市計画道路の整備【1-1②再掲】			
新中川橋梁架替事業【1-1②再掲】			
道路改修【1-1②再掲】			
道路橋梁改良【1-1②再掲】			
道路修繕【1-1②再掲】			
橋梁補修【1-1②再掲】			



**(2) 強靱化関連施策****①事業所の災害対応力の向上【経済・産業】**

- ・ 区内事業所の業務継続計画（BCP）の策定支援をしていく。（産業観光部）
- ・ 発災後に、区内事業所のニーズにあった金融支援策を早期に実施する他、平時より生産性向上や業務効率化の取組を支援していく。（産業観光部）

**②物流ルートの確保【まちづくり】**

- ・ 道路が閉塞した場合に、円滑な道路啓開活動が行えるように、総合防災訓練等を通じて関係機関との連携体制の強化を図る。（地域振興部）
- ・ 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として東京都耐震改修促進計画で特定緊急輸送道路に指定された道路の沿道建築物を中心として、耐震化の促進を行う。（都市整備部）
- ・ 災害時における緊急支援物資輸送の維持または早期復旧のため、道路管理計画に基づく道路施設と橋梁の計画的な点検、修繕・改修により、道路等の災害対応力を強化する。  
（都市整備部）

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】**

成果指標（現状値⇒目標値）

**②物流ルートの確保**

- 民間建築物耐震診断・改修事業【1-1①再掲】
- 都市計画道路の整備【1-1②再掲】
- 新中川橋梁架替事業【1-1②再掲】

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスのサプライチェーン機能の停止

(1) 脆弱性の評価結果

① 停電等への備え

- ・ 東京湾北部地震において葛飾区では、停電率 24.5%と想定されており、被災後の区民生活の継続に大きな支障となる。そのため、事業者による継続的な施設整備のほか、自助・共助・公助による太陽光発電や蓄電池等の備えも必要となる。
- ・ ライフラインが使用できないことを想定し、避難所における機能の充実、それらを活用した訓練などを進めるとともに、区民への備蓄品の充実に向けた意識啓発や支援を進める必要がある。

(3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
① 停電等への備え			
学校施設の改築	学校施設担当課／学校施設計画担当課／学務課	29,080	区内全域

**(2) 強靱化関連施策****① 停電等への備え【行政機能・環境】**

- ・ 長期に停電した場合を想定し、本庁舎に本部用非常用電源設備の設置を進め、災害対策本部用として、ソーラーパネルと蓄電池を配備している。(地域振興部)
- ・ 区民・事業者に対し、太陽光発電システムの導入助成を行うとともに、学校や区施設への導入も率先して行うことで、クリーンなエネルギーの普及を促進していく。また、蓄電池と組み合わせた導入を促進することで、災害にも強い、自立・分散型エネルギーシステムの導入を進めていく。(環境部)
- ・ 温室効果ガスの排出量を抑制する取組（緩和策）に加えて、緑のカーテンやミストの設置など気温上昇に適応する取組（適応策）を同時に推進し、地球温暖化対策をより一層進めていく。(環境部)
- ・ 小・中学校の建て替え時には太陽光発電設備（蓄電機能付）や非常用電源設備を整備するほか、受変電設備を浸水深以上の高さに設置するなどの整備を進めていく。以上により、災害用電源を確保していく。(教育委員会事務局)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】**

成果指標（現状値⇒目標値）

**① 停電等への備え****● 改築した校数**

- ・ 改築した校数（4校⇒9校）

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### (1) 脆弱性の評価結果

#### ①飲料水や生活用水の確保

- ・ 給水については、十分な量の飲料水が確保されているが、東京湾北部地震の被害想定では、区の71.2%で断水し、十分な飲料水を確保するには、区及び都、さらには区民等との役割分担を明確にする必要がある。(区試算：断水人口32万人、1日で960m<sup>3</sup>の給水)
- ・ 災害時給水ステーション(給水拠点)となる浄水場、給水所、応急給水槽まで遠い地域があり、この地域格差を解消するため補完する給水施設の整備が必要である。

### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
①飲料水や生活用水の確保			
学校避難所の防災機能の強化	地域防災課	186	区内全域
災害時協力井戸設置助成	地域防災課	36	区内全域
学校施設の改築		再掲	

**(2) 強靱化関連施策****①飲料水や生活水の確保【行政機能、健康・医療・福祉、まちづくり】**

- ・ 発災直後からの断水に備えて、飲料水の家庭内備蓄等の自助を促進する。(地域振興部)
- ・ 指定避難所の受水槽緊急遮断装置、井戸の整備を進めていく。(地域振興部)
- ・ 災害時の断水に備え、避難所となる小・中学校及び旧学校にマンホールトイレや井戸の整備を推進する。(地域振興部)
- ・ 福祉施設等が新たに井戸を設置し、災害時には井戸水を区民にも供給できるようにした場合、井戸の設置に係る費用を助成する。(地域振興部)
- ・ 災害時の生活水を確保するため、公共施設及び公園に震災対策用深井戸を整備しており、今後も整備を進める。(地域振興部)
- ・ 災害時の生活水を確保するため、個人所有の井戸や事業所で保有している井戸について災害時協力井戸としての登録を推進する。(地域振興部)
- ・ 防災活動拠点に雨水貯留槽及び井戸、手押しポンプの整備を進める。また、避難所の応急給水用資器材の訓練を推進する。(地域振興部)
- ・ 災害時給水ステーション(給水拠点)のうち、浄水場(所)・給水所においては、区や防災市民組織等が都水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、訓練を行う。  
(地域振興部)
- ・ 小・中学校にはマンホールトイレ・簡易トイレなど複数の方法により必要数を整備する。  
(教育委員会事務局/地域振興部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】****成果指標(現状値⇒目標値)****①飲料水や生活水の確保****●学校避難所の防災機能の強化**

- ・ マンホールトイレ設置数(70校⇒77校)
- ・ マンホールトイレ用井戸設置数(18校⇒36校)

**●災害時協力井戸設置助成**

- ・ 井戸の設置助成数(5施設⇒11施設)

**●学校施設の改築【6-1①再掲】**

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①し尿処理対策

- ・ 東京湾北部地震の被害想定では、断水率 71.2%、下水道管きよ被害率 29.7%と水洗トイレの機能支障も想定される。
- ・ 水洗トイレの使用ができない場合においても、し尿の処理が行えるようにする必要がある。

### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①道路や橋梁の安全対策

- ・ 本区は、西に荒川、東に江戸川、中央に中川が流れるなど、河川に囲まれた地勢であることから、河川管理者と連携した堤防の強化などを進めるとともに、橋梁は落橋すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道へ影響が大きいため、道路管理計画に基づき、橋梁や道路施設の計画的な点検、修繕・改修を行う必要がある。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>①道路や橋梁の安全対策</b>			
都市計画道路の整備【1-1②再掲】			
新中川橋梁架替事業【1-1②再掲】			
道路改修【1-1②再掲】			
道路橋梁改良【1-1②再掲】			
道路修繕【1-1②再掲】			
橋梁補修【1-1②再掲】			

**(2) 強靱化関連施策****①し尿処理対策【まちづくり】**

- ・ 災害時には、し尿を収集するバキュームカーを十分に確保することが困難なことが想定されるため、原則として、し尿収集を必要としないマンホールトイレや簡易トイレ、携帯トイレで対応する方針として整備を進める。(地域振興部)
- ・ 下水道管の断裂等で下水が使用できない場合に備え、区民が、3日以上の携帯トイレ、簡易トイレの備蓄を行い、また集合住宅では建物内の下水管が断裂して使用できなくなることを考え、その対策等を管理組合等で話し合うよう啓発する。(地域振興部)
- ・ 都下水道局と連携し、し尿の受入れ体制について、整備し、円滑な運用に向けたし尿搬入受入れ訓練を実施する。(環境部)
- ・ 仮設トイレ等のし尿を収集、運搬するバキュームカーを確保する。(環境部)

**(2) 強靱化関連施策****①道路や橋梁の安全対策【まちづくり】**

- ・ 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として東京都耐震改修促進計画で特定緊急輸送道路に指定された道路の沿道建築物を中心として、耐震化の促進を行う。(都市整備部)
- ・ 災害時における緊急支援物資輸送の維持または早期復旧のため、道路管理計画に基づく道路施設と橋梁の計画的な点検、修繕・改修により、道路等の災害対応力を強化する。  
(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】**

成果指標（現状値⇒目標値）

**①道路や橋梁の安全対策**

- 都市計画道路の整備【1-1②再掲】
- 新中川橋梁架替事業【1-1②再掲】

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

#### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

##### (1) 脆弱性の評価結果

##### ② 鉄道立体化の推進

- ・ 区内を走行する鉄道路線の一部区間では鉄道が地上部を走行しているため、「開かずの踏切」が存在している。災害時には、鉄道による避難ルートの分断や、「開かずの踏切」に起因する交通渋滞により、救助救出活動が遅延するおそれがある。
- ・ 踏切の除却による安全性及び交通利便性の向上を図るため、「京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業」の工事を実施しているが、早期完成に向け、東京都及び京成電鉄株式会社との連携を強化していく必要がある。
- ・ 「京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進」においては早期事業化に向けて関係事業者との協議・調整を進めており、さらに地域住民の駅周辺街づくりに対する機運を高めしていく必要がある。

##### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>② 鉄道立体化の推進</b>			
京成押上線(四ツ木駅～青砥駅間)連続立体交差事業	立石駅北街づくり担当課／政策企画課	4,316	四ツ木駅～青砥駅間
京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進	高砂・鉄道立体担当課	0	高砂駅～江戸川駅付近



**(2) 強靱化関連施策****② 鉄道立体化の推進【まちづくり】**

- ・ 東京都及び京成電鉄株式会社と連携して鉄道を高架化し、「京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）」の11箇所の踏切を除却する。（都市整備部）
- ・ 京成本線（高砂駅～江戸川駅付近）鉄道立体化の合同勉強会等の開催や関係機関との協議、調整及び都市計画手続きに取り組み、連続立体交差事業の実現を目指す。（都市整備部）

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(1) 脆弱性の評価結果

③公共交通の充実

- ・ 公共交通は、区民が移動する際に欠くことのできない重要な移動手段である。
- ・ 本区の鉄道網は、常磐線や総武線、京成線など東西方向は充実しているが、南北方向の不足が課題となっている。
- ・ 高齢社会の進展により、長期的にバス運転手及び利用者が減少し、現在のバス交通サービスを持続していくことが困難になるおそれがある。
- ・ 有事における多様な移動手段確保に向けて、不足している南北方向の鉄道網の整備やバス路線の拡充や維持など、区内公共交通の充実を図っていく必要がある。

④自転車活用の推進

- ・ 家屋倒壊や災害状況により、自動車の利用が困難となった場合でも、迅速に移動できるように、道路状況に応じた自転車通行空間を整備する必要がある。

(3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>③公共交通の充実</b>			
新金貨物線の旅客化	交通政策課	4,044	新金貨物線沿線
地下鉄8・11号線及び環七高速鉄道(メトロセブン)建設促進事業	交通政策課	8	区内全域
バス交通の充実	交通政策課	527	区内全域
地域乗合タクシー運行事業運営費助成	交通政策課	56	小菅一丁目地域
<b>④自転車活用の推進</b>			
自転車利用環境の整備推進事業	交通政策課	69	区内全域

**(2) 強靱化関連施策****③公共交通の充実【まちづくり】**

- ・ 不足する南北方向の鉄道網の整備や区全体の活性化を図るため、新金貨物線の旅客化の実現に向けて取り組む。(都市整備部)
- ・ 交通政策審議会答申第198号線に位置付けられた地下鉄8号線・11号線の延伸とメトロセブンの建設促進に向けて、関係区市および都区連絡会と連携を図りながら、調査研究等や国などの関係機関への要請活動等を行う。(都市整備部)
- ・ 区民の身近な移動手段であるバス交通の充実を図るため、循環バス等の導入を進めるとともに、新たな交通システム導入や交通の新技术活用の検討などに取り組む。(都市整備部)

**④自転車活用の推進【まちづくり】**

- ・ 安全で快適な自転車通行環境を構築し、自転車利用環境の整備促進を図る。(都市整備部)

**(4) 重要業績指標【令和3年～6年度】****成果指標（現状値⇒目標値）****③公共交通の充実****●バス交通の充実**

- ・ 区内の交通の便が良いと思う区民の割合 (56.8%⇒58.3%)

**④自転車活用の推進**

- ・ 自転車を利用しやすい環境が整備されていると思う区民の割合（令和2年度の値を基準として+4%）

## 目標7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 通電火災等による大規模火災の発生

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①通電火災の抑制

- 住宅内での火災発生抑制のための効果が期待できる感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置など出火防止に向けた器具の重要性をより一層周知していく必要がある。

### 7-2 余震等に伴う建物被害の発生による被害拡大

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①民間団体との連携強化

- 大規模地震が発生した場合、被災建築物は膨大な数に及ぶと考えられ、これらの被災建築物について応急危険度判定を迅速に行うためには、公共機関および関係団体はもとより、民間の建築技術者の協力が不可欠である。
- 応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士が発災直後より迅速に被災建築物応急危険度判定、被災地宅地危険度判定を実施できる体制を構築する必要がある。

#### (3) 関連事業【令和3年～6年度】

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>①民間団体との連携強化</b>			
区民との協働による街づくりの推進	都市計画課	77	区内全域
水防関係の訓練【1-3④再掲】			

### 7-3 有害物質の大規模拡散・流出

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①危険物の拡散・流出の未然防止

- 事業所における危険物・有害物質等の管理指導を徹底し、流出等の未然防止対策や事故防止対策を求めるなど、事業者等への危険物等への知識と意識を高めるとともに、NBC災害への迅速な対応に向けた関係機関との連携体制の構築などを進めることが必要である。

**(2) 強靱化関連施策****①通電火災の抑制【行政機能】**

- ・ 住宅内での火災発生抑制のための効果が期待できる感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置など出火防止に向けた器具や初期消火の重要性など、様々な機会を通じてより一層周知・啓発し二次災害の発生防止に取り組む。(地域振興部)

**(2) 強靱化関連施策****①民間団体との連携強化【行政機能】**

- ・ 「東京都防災ボランティアに関する要綱」による応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付け、令和元年11月時点で340人の判定員を登録している。今後とも、新たな判定員の確保を図るとともに、判定の中心的役割を担う判定コーディネーターの増員や模擬訓練等の実施により、判定体制を強化していく。(都市整備部)

**(2) 強靱化関連施策****①危険物の拡散・流出の未然防止【健康・医療・福祉、教育・文化】**

- ・ 危険防止を図る必要のある工場、指定作業場等の情報及びそこで使用している化学物質、危険物の種類を把握する。(環境部)
- ・ 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査等を実施するほか、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。(環境部)
- ・ 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を区立小・中学校及び特別支援学校に周知する。(教育委員会)

## 目標7 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-4 農地の荒廃による被害の影響

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①農地の維持

- ・ 営農者の後継者不足により、農地の維持が困難な傾向にあるほか、相続時に宅地へ転用される農地が一定程度存在する。
- ・ 安全・安心な農産物の提供や地産地消を通じた食育だけでなく、災害時の避難場所や延焼遮断等の防災機能、良好な都市環境の保全など、農業と農地が果たしている多面的な役割が将来にわたり適切に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を支えていく必要がある。

### 7-5 風評被害等による葛飾区のイメージの低下

#### (1) 脆弱性の評価結果

##### ①正確な情報の発信

- ・ 災害の状況を迅速かつ正確に把握し、復旧・復興に向けて早急に対策を講じるとともに区民等に対して正確な情報と復旧・復興対策の情報を提供し、不安や混乱を解消していく必要がある。
- ・ 復旧・復興に向けて区民・事業者・区が協働で取り組んでいる様子を、区内外へ積極的にPRし、葛飾区の観光や産業の復旧・復興へと繋げる必要がある。

**(2) 強靱化関連施策****①農地の維持【経済・産業】**

- ・ 区民の農地に対する理解を深めるための事業や、地産地消・食育・防災機能・良好な住環境の提供など、都市農地の持つ多面的機能の発揮に資する事業を展開することで、農地の保全につなげる。(産業観光部)
- ・ 農業が果たしている多面的な役割に対する区民の理解を深めるため、農業体験農園を開設する農家を支援するなど、区民が農業にふれ、収穫の喜びを体験してもらえる機会を提供する。(産業観光部)
- ・ 区に残る貴重な農地を守るため、生産緑地制度の周知を図るとともに、高齢化などによって農作業の負担が重くなっている区内農業者に、農作業の手伝いを希望する区民を農業応援サポーター（ボランティア）として紹介する。(産業観光部)

**(2) 強靱化関連施策****①正確な情報の発信【情報通信】**

- ・ 災害後の区民等の不安や混乱を解消するため、被害の状況を迅速かつ正確に把握し、また、区民や事業者などの意見を踏まえて復旧復興に向けての対策を講じる。  
(政策経営部／地域振興部)
- ・ 災害後に区民や事業者等と葛飾区の観光や産業の復旧復興の機運を盛り上げ、葛飾区のイメージの回復に向けた積極的なPRに取り組んでいく。(総務部／産業観光部)

**目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**

**8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(1) 脆弱性の評価結果**

**① 迅速な災害廃棄物の処理**

- ・ すみやかに災害廃棄物等の処理が行えるよう、発生量の把握や処理計画の立案、実施体制の確保を進めるとともに、広域的な対応についても検討を進めることが必要である。
- ・ がれきを適正、円滑に処理するとともに、最終処分量の削減を図るため、仮置き場の適正配置及び計画的管理、搬入・搬出等における分別を徹底するなど、できる限り再利用する仕組みが必要である。

**8-2 都市・住宅分野の復旧・復興を担う人材等（区職員、専門家、コーディネーター、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(1) 脆弱性の評価結果**

**① 都市・住宅分野の復旧・復興を担う人材の確保**

- ・ 速やかな復旧・復興を実現するため、行政や地域住民が復旧・復興の手順や進め方等を、事前に検討・共有しておく必要がある。
- ・ 被災した区民の生活再建が速やかに始められるよう、迅速かつ適切に生活再建支援を実施する必要がある。
- ・ 災害から迅速で円滑な復旧・復興が実現できるよう、全庁的に復興事前準備を進める必要がある。
- ・ 都市の復興が迅速に進むよう、行政や地域住民が都市の復旧・復興の手順や方法、まちづくりの方向性等を、事前に検討・共有しておく必要がある。
- ・ 住宅の復興が円滑に進むよう、行政や地域住民が住まい再建の手順や制度について、事前の準備や認識の共有を進めておく必要である。

**(3) 関連事業【令和3年～6年度】**

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>① 都市・住宅分野の復旧・復興を担う人材の確保</b>			
区民との協働による街づくりの推進【7-2①再掲】			



**(2) 強靱化関連施策****①迅速な災害廃棄物の処理【環境】**

- ・ 葛飾区災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直し、発災時における実効性を高める。また、計画に基づいた訓練や研修を実施して、職員の育成を図る。(環境部)
- ・ 災害廃棄物処理に関係する業者・団体と協定を締結し、訓練等を通じて平常時から顔の見える関係を構築する。(環境部)
- ・ 避難所でのごみの出し方について、避難所運営会議や訓練等を通じて周知を図り、各避難所の排出ルールを徹底していく。(地域振興部)

**(2) 強靱化関連施策****①都市・住宅分野の復旧・復興を担う人材の確保【行政機能】**

- ・ 復興まちづくりに対応できる職員を育成するために復興事前訓練を行い、平常時から有識者やまちづくりの各種専門家と協力体制を構築していく。(都市整備部)

## 目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (1) <sup>ぜい</sup>脆弱性の評価結果

##### ①地域コミュニティの再生

- ・ 多くの被災者に対しきめ細やかな支援を行うにはボランティアの協力が不可欠であり、社会福祉協議会等と連携し、効果的なボランティア活動を行えるよう受け入れや派遣体制の構築を図る必要がある。
- ・ 平時から、自治町会と連携したイベント等の開催により、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、自治町会を中心とした防災訓練や避難所運営会議・訓練などを通じ、地域における防災行動力の向上を図る必要がある。
- ・ 災害時における身体・情報・判断・対応力等の面でハンディを持つ方々への対応力を向上させるとともに、誰もが思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化にかかわる支援等の取組を強化する必要がある。
- ・ 認知症や精神障害が疑われたり、セルフ・ネグレクト、生活困窮、社会的孤立やごみ屋敷など、複合的な課題を抱える個人や世帯が増えてきている。支援が必要な状況にあるにも関わらず援助を求めることができない世帯、援助を受けることに拒否感が強い世帯、ひきこもりや高齢者世帯などの情報が届きにくい世帯に対しては、自治体や関係する団体からのアプローチが大切となっている。

**(2) 強靱化関連施策****①地域コミュニティの再生【行政機能】**

- ・ 自治町会、民生委員・児童委員、地域の福祉団体、ボランティア活動団体などの地域活動を推進するとともに、これらの地域の支援と合わせて、近隣による助け合い、ボランティア支援などを組み合わせて、支援を必要とする世帯を地域で継続的に支えていくコミュニティソーシャルワークの推進を図る。

また、支援が必要な方が、避難所等に避難した際には、必要な情報の提供等を行う。

(地域振興部／福祉部／健康部)

- ・ 地域活動に参加したい方の背中を押し、支援の輪を広げていくため、区民への地域活動に関する情報の発信や、地域活動への理解及び意識の醸成を図る。(地域振興部)

**目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**

**8-4 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(1) 脆弱性の評価結果**

**①官民境界の明確化**

- ・ 復旧・復興の迅速化等に資する国土調査法における地籍調査の推進が必要である。
- ・ 国家基準点を基準にした地球上の位置情報を得ることにより、災害等で現況が一変しても地籍図などで境界を復元できることから、土地に関する施策の計画・実施などを円滑に進めるための基礎資料を作成する必要がある。

**②都市インフラの災害対応力強化**

- ・ 橋梁は落橋すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道へ影響が大きいため、道路管理計画に基づき、橋梁や道路施設の計画的な点検、修繕・改修を行う必要がある。また、緊急輸送道路など幹線道路の機能を維持するための適正な維持管理を行う必要がある。

**(3) 関連事業【令和3年～6年度】**

事業の名称	担当課名	総事業費 (百万円)	箇所
<b>①官民境界の明確化</b>			
地籍調査事業	道路管理課	192	小菅、亀有、青戸、鎌倉の各地区
都市計画道路の整備【1-1②再掲】			
新中川橋梁架替事業【1-1②再掲】			
道路改修【1-1②再掲】			
道路橋梁改良【1-1②再掲】			
道路修繕【1-1②再掲】			
橋梁補修【1-1②再掲】			

**(2) 強靱化関連施策****①官民境界の明確化【まちづくり】**

- ・ 復旧・復興の迅速化等に資する国土調査法における地籍調査を推進する。(都市整備部)
- ・ 国家基準点を基準にした地球上の位置情報を得ることにより、災害等で現況が一変しても地籍図などで境界を復元できることから、土地に関する施策の計画・実施などを円滑に進めるための基礎資料を作成する。(都市整備部)

**②都市インフラの災害対応力強化【まちづくり】**

- ・ 災害時における緊急支援物資輸送の維持または早期復旧のため、道路管理計画に基づく道路施設と橋梁の計画的な点検、修繕・改修により、道路等の災害対応力を強化する。  
(都市整備部)

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進

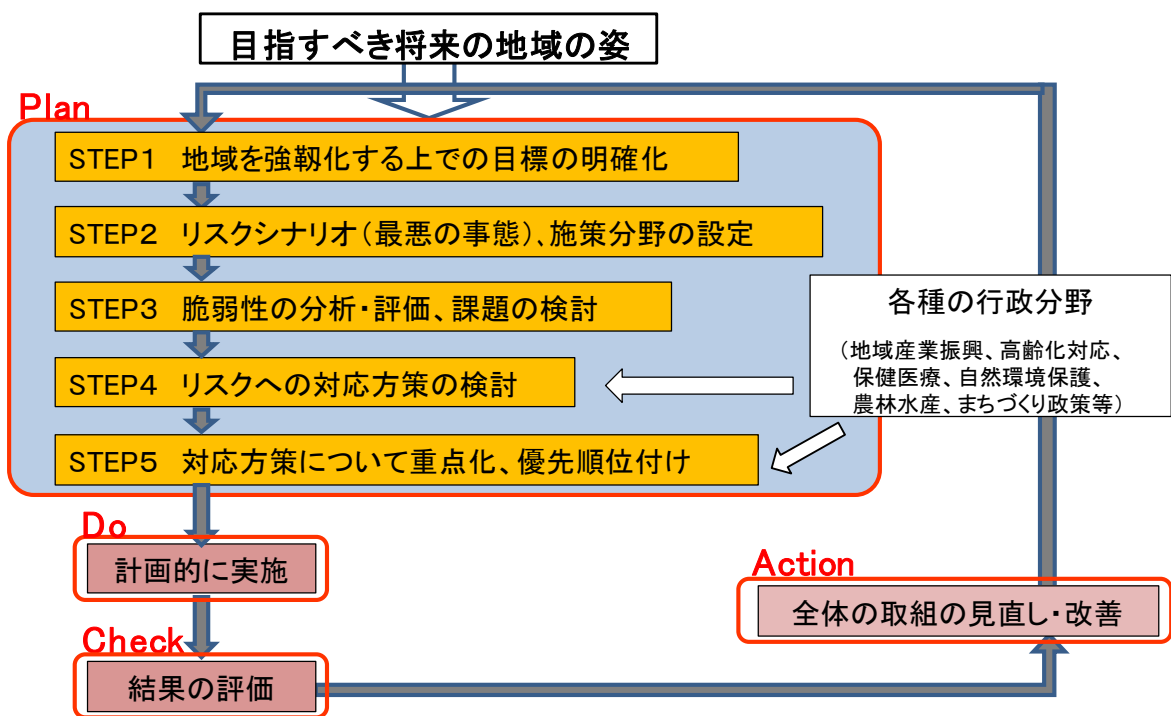
本計画は本区における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針となるべきものである。

したがって、強靱化の具体的な取組については、葛飾区地域防災計画等の当該取組が位置付けられたそれぞれの計画等のもとで、着実に推進していくものとする。

### 2 計画の見直し

本計画は、定期的に行う進捗状況の把握、今後の社会情勢の変化、国の基本計画が概ね5年ごとに見直されること等を考慮し、必要に応じて見直しを図るものとする。

#### ■計画の見直しイメージ



出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）策定・改訂編（令和3年6月）をもとに作成

# 別 表

葛飾区実施計画とリスクシナリオの関係





◆葛飾区実施計画とリスクシナリオの関係

分野	政策	施策	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる					大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる						大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		経済活動を機能不全に陥らせない		大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る				制御不能な二次災害を発生させない					大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する									
			1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	6-1	6-2	6-3	6-4	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	8-1	8-2	8-3	8-4							
			建物の大規模倒壊による死傷者の発生	発生住宅密集地域や不特定多数が集まる施設での大規模火災・損壊等による死傷者の発生	洪水・高潮により長期間浸水が継続する事態	大規模な火山噴火等により、後年度にわたる国土の脆弱性が高まる事態	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる被災者の長期停止	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	麻痺、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート等の途絶による医療機能の麻痺	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	被災による現地の警察機能の大幅な低下	被災による現地の警察機能の大幅な低下	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	テレビ・ラジオ放送や情報ネットワークの中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	生産力低下	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスのサブライチエーション機能の停止	上水道等の長期間にわたる供給停止	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	地域交通ネットワークが分断する事態	通電火災等による大規模火災の発生	余震等に伴う建物被害による被害拡大	有害物質の大規模拡散・流出	農地の荒廃による被害の影響	風評被害等による葛飾区のイメージの低下	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞	復興が大幅に遅れる事態	復興が大幅に遅れる事態	復興が大幅に遅れる事態	復興が大幅に遅れる事態						
理念	多様性・平和	人権や多様性が尊重され、全ての人々が自分らしく暮らせるまちをつくりま																																				
		ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちをつくりま		●	●																																	
		互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくりま																																				
		世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにしま																																				
健康・福祉	健康	区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばしま																																				
		心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させま																																				
		区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにしま																																				
	医療	地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保しま																																				
		医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしま																																				
		感染症の予防と感染拡大を防ぎま																																				
	衛生	食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進しま																																				
		衛生的で快適な環境を整えま																																				
		支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくりま																																				
	低所得者支援	福祉サービスを安心して利用できるようにしま																																				
		生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにしま																																				
		高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進しま																																				
高齢者支援	高齢者の介護予防活動への支援を充実させま	●																																				
	高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにしま																																					
	障害のある方が自らの可能性を發揮し、自分らしく暮らせるように支援しま																																					
障害者支援	障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援しま																																					
	発達に心配される児童一人一人の発達を支援しま																																					

凡例

表の3列目には、葛飾区実施計画の各施策を記載しています。

表の4列目以降（横列）には、葛飾区国土強靱化地域計画の各リスクシナリオを記載しています。

● 各リスクシナリオの回避に繋がる葛飾区実施計画の項目をあらわしています。







分野	政策	施策	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる					大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる						大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		経済活動を機能不全に陥らせない	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る				制御不能な二次災害を発生させない					大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する						
			1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	6-1	6-2	6-3	6-4	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	8-1	8-2	8-3	8-4			
街づくり・環境・産業分野	交通	誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります	●	●			●			●							●				●											●		
		自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を減らします																				●												
		区内を移動するあらゆる人にとって、わかりやすく・利用しやすい公共交通を実現します																				●												
	水辺・公園	多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します	●	●																		●	●											
		河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします																●																
	環境	省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、地球温暖化対策を進めます																●																
		緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります																																
		豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます																																
		良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします																						●										
		持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます																										●						
	産業	ごみのない、きれいで清潔なまちにします																										●						
		新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します																●																
		区内の事業所が安定的に経営できるようにします																●																
		農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります																								●								
	観光・文化	区民のキャリアアップと就労を支援します																●																
		本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします																								●								
		地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします																								●								
	地域活動	身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます																								●								
		地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします																																
			利用しやすい地域活動の場を提供します																															

凡例

表の3列目には、葛飾区実施計画の各施策を記載しています。

表の4列目以降(横列)には、葛飾区国土強靱化地域計画の各リスクシナリオを記載しています。

● 各リスクシナリオの回避に繋がる葛飾区実施計画の項目をあらわしています。





---

---

**葛飾区国土強靱化地域計画**

令和4年3月

発行・編集 葛飾区 地域振興部 危機管理課

---

---